

下大蔵大臣。

○國務大臣(竹下登君) ただいま議題となりまして昭和五十五年年度の公債の発行の特例に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

昭和五十五年年度の予算編成に当たりましては、公債発行額を前年度当初予算よりも一兆円減額して財政再建の第一歩を踏み出すとともに、国民生活の安定と着実な経済発展のための基盤強化を図ることを基本といたしました。

まず、歳出面では、各省庁の経常事務費を初めとする一般行政経費を極力抑制するとともに、政策的経費についても根拠から見直しを行った上、各種施策の優先順位を十分考慮し、財源の重点的、効率的配分に努めたところであり、この結果、一般歳出の伸び率は昭和三十一年度以来の低率となっております。

また、歳入面では、租税特別措置の整理等をさらに推進するとともに、給与所得控除の見直しと退職給付引当金の累積限度額の適正化を図ることとしております。

しかしながら、このような歳出・歳入両面にわたる見直しにもかかわらず、昭和五十五年年度においても、前年度に引き続き、財政法の規定により発行する公債のほか、特例公債の発行によりざるを得ない状況にあります。

このため、昭和五十五年の特例措置として、国会の議決を経た金額の範囲内で、特例公債を発行できるとする法律案を提案するものであります。

しかし、このような措置はあくまで特例的な措置であり、特例公債に依存する財政からできるだけ速やかに脱却することが財政運営の要諦であることは申すまでもありません。政府としては、引き続き、財政の健全化を図るため全力を尽くす決意であります。

以下、この法律案の内容について御説明申し上げます。まず、昭和五十五年年度の一般会計歳出の財源に

充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、特例公債を発行することができるとしてあります。

次に、租税収入の実績等に従って、特例公債の発行額の調整を図るため、昭和五十六年六月三十日まで特例公債の発行を行うことができることとし、あわせて、同年四月一日以後発行される特例公債に係る収入は、昭和五十五年所属の歳入とするということとしてあります。

また、この法律の規定に基づき、特例公債の発行限度額について国会の議決を経ようとするときは、その公債の償還の計画を国会に提出しなければならぬこととしてあります。

なお、この法律に基づいて発行される公債については、償還のための起債は、行わないものとしてあります。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

なお、本法律案は、その施行日を昭和五十五年四月一日と提案しておりますが、その期日を経過いたしましたので、衆議院におきまして公布の日修正されておりますので、御報告いたします。

以上で終わります。

○委員長(世耕政隆君) これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○丸谷金保君 実は、質問の準備をいたしております最中に、けさ、機会があれば国債削減の優先という中で、大蔵省が総理に、国債発行状況がきわめて厳しいという報告をし、総理も、これは大変だというふうなことで、削減優先させるといふふうなことが出ております。

これは、サマーレビューとかいふようなことで、予算の執行の段階で削減可能性が出てきたというのなら話はわかるんですけど、まだ予算案が通ったばかりで、もう大変厳しい状況の中でできる

だけ削減をしていかなきゃならぬ。出てきております法案を見ますれば、予算の範囲内で国債を発行するというところで、これはまあその範囲内であれば少なくとも発行するという措置はとれるのは当然のことだと思えます。しかし、そうしますと、予算案というのはい体何なんだろうということになるんですが、大臣いかがなんでしょうか。

○政府委員(吉野良彦君) 御質問の御趣旨は、予算成立直後から国債の発行額を執行の過程で極力減らしていきたいというふうなことであれば、そもそも根拠にあって一体予算はどういう考え方で、どういうつもりで組んだのかというふうな御趣旨かと存じます。

申し上げるまでもなく、五十五年度予算は昨年の暮れに編成をいたしましたわけでございまして、編成の時点におきまして、当時の経済の見通し、それから税収の動向、それから歳出面におきましまするもの要素を総合的に勘案をいたしまして、御案内のよう予算をつくりましたわけでございまして、ところが、これも御高承のとおり、予算審議の過程で二回にわたりましたいわゆる公定歩合の引き上げが行われました。また、それに伴いまして国債の発行条件も改定を見ただけでございまして、これも国債の発行の条件の改定に伴いまして、直ちに機械的に一般会計におきましますいわゆる国債費——国債の利払い費が当然に増加をするというわけでは必ずしもないわけでございしますが、しかしながら、やはり国債費の増加要因としては発生をしたということが言えるかと存じます。

それからまた、これも予算審議の過程でいわれる与野党、四党間の合意というものがございまして、この合意に基づきまして、福祉年金の引き上げ等、幾つかのいわゆる追加財政需要というふうなものも見込まれるような状況になったわけでございします。

一方、歳入の方を考えてみますと、これも税収はもちろんのことで、予算に組みました税収以上のものを期待することは、これはなかなか困難でございしますし、期待すべくもない。それからまた、問題の国債でございしますが、国債は前年度当初予算に比べまして一兆円を減額いたしました十四兆二千七百億円を計上しているわけでございしますが、あるいは後ほど種々御議論があるかと存じますが、国債の消化環境はきわめて厳しいものがございします。その厳しさは、いわば予算編成当時想定をいたしておりました環境よりもいよいよ厳しさを加えているというふうなことが、一般的に言えようかと存じます。

こういつた歳出におきまして追加財政需要的な要因、それからまた歳入面におきまして厳しさ、これらを勘案をいたしまして、せっかく御審議をいたさずして成立をさしていただきた予算ではございしますが、その予算執行の過程で極力やはり歳出面におきまして、さらに経費万般にわたりますして節減をし得る余地がなければ極力これを節減をしていくというふうな努力を、当然のことながらこれからやっていかなければならないわけでございします。

そのような意味におきまして、今後予算執行の過程で、極力歳出面における経費の節減に一層努力をして、財政、財源事情全般が許し得ますならば、予算で組まされた一兆円のうち十四兆二千七百億円の公債の発行は何と少くも減らしていききたい、また減らしていく必要があるのではないか、こういうのが現時点における偽らざる予算執行をめぐる環境である、こういうふうな認識を私どもは持っているわけでございします。

○丸谷金保君 いや、そのことはわかるんですが、問題は、この時期になぜこういふ——各紙が取り上げていますね。各社が取り上げています、みんなですね。けさはもう全部と言つてもいいですけど、恐らくおたくの方でこれは発表されたのだらうと思うんですね、新聞社に。総理と話した結果こうだったということ、大蔵当局の方で恐らく記者会見等でお話しになったんだと思ひます。

極力減らしていくこととすると、五十四年度でも実際には予算現額にははるかに及ばない額

です、ね、実際の国債の発行高というのは。それは結果として出てくるのはわかるんです、一兆何億も少ないところに抑えているわけですからね。ただ、この時期に、何でもこんなでかかると天下に公表をしなければならぬのは何があったのだという事なんです。

○国務大臣(竹下登) これは昨日、理財局長が首相官邸で国債の現状についての御説明を申し上げたわけでありまして。特に総理が心配されたという事は、今度予算を成立させていただきまして、二百五十八時間の審議が行われております。当初は、衆議院段階におきましては、言ってみれば今年度の財政再建、すなわち、いわゆる財政再建問題が主たる議論でありました。それから、第四次の公定歩合が引き上げられました。それから、非常に国際金融等の議論が集中してまいりました。そうして、参議院に参りますとまさに国際金融論議、それと加えて議論の大宗をなしたものが国債消化の問題であります。すなわち、国債消化の環境が、その市場価格等から見ても非常に厳しくなつたという御指摘をいただいたわけでありまして。

したがって、予算が成立いたしました後、私もは去る四月十五日、当面の財政運営についての蔵大臣の閣議における発言をいたしました。それに対しての御了承を得たわけでございます。それに引き続いて総理の物の考え方は、国債消化の問題、まあ正しく言えば国債管理政策とでも申しましようか、これに大蔵省が取り組む姿勢で対応しようというの、総理の基本的な考え方でありまして、そこで具体的にその状態はどうなつておるかというのを数字でわかりやすくいたしました。きのう局長が総理に御説明を申し上げた。そして総理からも、まさに大蔵省全体の課題としてこれに対して取り組むべしという御指摘をいただいたというのが実情でございます。

したがって、確かに、予算通過間もなくということについての御疑問も私も理解できるところであります。いま、主計局長から御説明申し上げ

ましたとおり、確かにことし、従来とさまざま変わりをいたしましたのは、明治以来予算審議中に、すなわち十二月から三月までの間は公定歩合を一回もいじらなかつたわけでありまして。しかし、国際環境がこれだけ厳しくなりましたと、予算審議中といえども公定歩合をいじつて、それがまた、国会の審議の中で理解をいただける段階に來たということもあつて、あえてそういう措置をして、まさに衆参両方の審議中にそれぞれ一回行われた、こういうことになりました。それが及ぼす予算への影響、そして、これはまあ金利等々の問題でございますが、そうしたことからいたしまして、今度のさらに四党合意におけるところの修正という内容があらわれましたので、若干実質的に予算の内容が変わつてくると。

そうならば、それに対応する歳出入両面において、われわれとしても極力、国債に対して申しますならば、それをいままでも結果として圧縮させていただいておるわけでございますが、当初から節減等によつて発行額が可能な限り少なくて済むような努力はこれからもやろうということ、今日私どもが一応合意して構えておるといふ段階でございます。

○丸谷金保君 どうもびんとこないんですがね。というのは、いまの局長さんの説明でも、税収も期待できない、それから野党との話し合いの中で若干上乗せしなきゃならぬ歳入の面も出てきています。そうすれば、国債がもうちよつとふえるかもしれないという懸念ならわかるんです。それを国債を減らさなきゃならぬという事は、いまの御説明とかみ合わないんです。逆なんです。それをこの時点で、総理もこれは大変だといふ、そういうことを言うような事態というのは、一体何がこのところまで起つたか。それから、総理がこれは大変だと言つた、局長が御進講申し上げた問題の中心は何かということをご説明からにしたいだかないと、納得できないんです。

○政府委員(渡辺喜一君) 私がきのう総理のところへお伺ひして、国債管理政策の直面する問題を

お話ししたわけでございます。私の話し申し上げた趣旨は、まず第一は、昭和五十四年度から国債の大量発行が始まつた。大量発行以前におきましては、毎年度発行される国債は、一年たちますとほとんどすべてというぐらゐの割合で日本銀行が買いオペでこれを吸い上げておつた。したがつて、金融機関の保有残高として残るものはほとんどなかつたわけでございます。大量発行が始まりましてからは、日銀の買いオペというものは、これは全然別個の、必要な通貨を供給するという趣旨で行われるわけでございます。それから、日銀のオペで吸い上げる部分というのはごくわずかの比率にとどまつて、大部分の引受国債が金融機関の保有残高として累積していったと、こういうことでございまして、したがつて、最近におきましては、金融機関の引受量というのは、ほぼ預金の増加量に匹敵する規模にまで達しておる。したがつて、金融機関は、この累積した保有残高をどうしても処分していかないと資金繰りがつかない、つまり、雨雲が常に空の上を厚く覆つていふような状況で、国債市場に対して金融機関からの売り圧力というのが常時存在するやうな状況になつておるといふことが第一点。

それから第二点は、こういう量的な面にとどまらず、質的な面においても、五十四年度の当初、むしろ五十三年度の後半と云つてもいいかもしれませんが、金利・金融緩和期というのを底を打ちまして、逆に金融引き締め期を迎えた、金融引き締め局面を迎えた。したがつて、一般市場は、先行き金利はさらに上がると、こういうことになりまして、買い方はもつと待たばもつといふ条件になるというこのために買い控えをどうしてもするといふやうなことで、既償債市場における国債市況というものは、金融の引き締め局面においてずっと一貫して悪化をしてきたと、これは五十四年度からの話でございます。大量発行のもとにおいても、金融が緩和していく局面においては何か国債は円滑に消化をされてきたわけでございますが、金融引き締め期に入るとともに市況は非常に悪くなつていった。したがつて、既償債市場における国債市況の悪化によつて、新発行との条件の乖離幅というものがどんどん広がつていくといふやうな状況になつてきたと。

したがつて、これはどういふことになるかといひますと、金融機関は新発行の引き受けが非常に厳しくなつてきた。引き受けて売ろうとしても、損をしなきゃ売れないといふやうな状況になるわけですから、引き受けが非常に厳しくなつてくる。同様に証券会社も、一般に売ろうとしても、一般の人は既償債市場で買った方が有利なものを買ふといふことで、なかなか新発行は買わない、したがつて証券会社も引受条件が非常に厳しくなる、こういうやうなことになるまして、量質両面から非常に厳しい消化環境になつております。

現に金融機関、証券会社とも、相当額の評価損あるいは売却損といふやうなものを去年の九月期並びにこの三月期には発生しておるといふやうな、そういう現状を御説明申し上げたわけでございます。したがつて、この五十五年度十四兆二千億円の国債発行を計画しておるわけでございますが、これは何とかして発行をしていかなければいけないわけでございますけれども、私も発行当局としてのこれは姿勢といひますか、期待といひますか、としては、もしこれが減額できるチャンスがあるならば、できるだけこの減額ということを政策上優先的に配慮してもらいたいものだと、こういうことを申し上げたわけでございます。

○丸谷金保君 どうも、なかなか本當のことを言えないのかと思ひますが、いまの金融機関の問題にしても、五十四年度の都銀だけでも四兆六千億ぐらい一方的に売りに出していますわね。いま始まつたことではないんです、こんなこと。何でもいふまでもないこと、これはもう去年のうちにわかつてゐることでしょう、いまあなたの言つてゐることはね。いまの時点でそういうことになつたのでな

いんで、これはもう去年の話ですよ、いまおたくの話した話というのは、で、こういう数字はもう明らかにされているんです。

そうすると、さあ大変だというのがいま起こったというこの理由には、全然たまたまの説明ではならないんですがね。もっと何かあったのではないですか。ちよつと、こういう具体的な数字からいいますと、こんなことをいままになってから改めて言わなきゃならないというようにことじやないですよ。これだけ大量のものを都銀だけでも市中に流して、そして売却損を出してというふうなことが行われているのは、いまに始まったわけじゃないんですから。どうもいま御説明を聞いても、総理は、それは大変だと言った、いまの時点で、予算が上がつた直後にこういう発表を一言にしなきゃならなかった真意の説明にはちよつともなっていないんですけれど、どうなんですか。

○政府委員(吉野良彦君) 問題を整理いたしますと、二つに分けて御説明申し上げるべきかと存じます。

一つは、丸谷委員も御指摘のように、追加財政需要があるのなら、むしろ公債増発の必要があるということに一応理屈としてはなるのではないかと。にもかかわらず、逆に国債を減らさなきゃならないというのはつじつまが合わないのじやないかという御議論が一つあったかと思ひます。

そこで、まず追加財政需要との関係について申し上げます。私もはるもろの追加財政的要素が見込まれますので、この追加財政需要に對しては、いわば漫然とこの追加財政需要に追隨をしていくという態度を続けております。予算に三千五百億円の実は予備費も計上されておられますけれども、この予備費だけでは不足をして、財源としてまさに先生御指摘のように、国債を増発しなければこの追加財政需要にこたえていくことができないおそれなしとしない。

しかしながら、五十五年度予算の編成の経緯あ

るいは公債消化の環境、それから財政再建への基本的方向、いろいろのことを考えますと、五十五年度におきまして十四兆二千七百億円の予算に組まされていただいた公債を増額するということとは、これはどうも考えられないし考へざるべきではない。これは単に消化の問題のみならず、財政再建という方向からいってもこれはとるべきではない。したがって、万が一にでも国債を増発しないで済むように追加財政需要に對しては、まず厳しく臨む。臨んだ上で、なおどうしても避けがたい追加財政需要というものはあり得るわけでございますから、これに備えて既定の経費についていままら直しの用意を進めておくべきではないか。これが第一点でございます。

それから、国債を減らす方の話でございますが、これもあるいは理財局長から御説明申し上げた方が適當かと存じますけれども、これは、もしも、たとえば税収につきましても予算に組んであります以上の税収があるいは出てくるかもしれない、そういうような状況になりました場合には、その税収の増加を単純に追加財政需要、いわば歳出の増で食ってしまうというようなことは極力避けて、やはりそういう余裕があれば、国債を減らすという方向を優先的に考へていくべきだというような考へ方かと存じます。

その二つが一緒になって私も先ほど御説明申し上げましたので、あるいは誤解があったかと存じますが、国債をこれ以上増発すべきではないという観点からの既定経費の見直し、それからもしも余裕が生じた場合には、これは国債を減らすということを優先的に考へていくべきだという二点が入っているかと存じます。

○丸谷金保君 御答弁がさつきと違ふんですけれども、さつきは税収の伸びも期待できないとあなた答弁していらしたんですね。いまは期待できた場合にはという今度答弁ですね。あなた、さつき期待できないと言ひながら、それで私おかしな感じがいたします、こう申し上げたんです。ただ、しかし、いまの時点であわてて御進講申し上げなければなら

なかつた問題点は、ある御説明あったけれど一つも解明されていないんです。

それで、角度を変えてもう一回質問します。中期のオフアは四月に入つて行われましたか。

○政府委員(渡辺喜一君) 去る十四日に、千五百億円の程度をめぐりオフアをいたしました。

○丸谷金保君 結果はどうだったんですか。

○政府委員(渡辺喜一君) 結果は、ただいま集計中でございますのでまだ出ておりません。あしたの午前中には出る予定でございます。

○丸谷金保君 入札の札はもう見ているんでしょ、大体。

○政府委員(渡辺喜一君) 入札実務は日本銀行に委任いたしました。日本銀行において実施をいたしておるわけでございます。

○丸谷金保君 そうすると、報告があるまで十四日に行つた結果がどういうふうに出ているかというところは、全く理財局長さんにはお知りにならないわけですか。

○政府委員(渡辺喜一君) どの程度のところにとどの程度集中してきておるといふような経過はおいおい報告は受けておりますが、集計結果というのはまだで上がっていないわけでございます。

○丸谷金保君 感觸としてどうなんですか。

○政府委員(渡辺喜一君) 千五百億円程度をめぐりにオフアをいたしましたわけでございますが、応募額はどうかその千五百億円には達しないという感じのようでございます。

○丸谷金保君 そうなんですよ。十四日にオフアして、結果としてはどうも、新年早々であるけれど、公定歩合も引き上げた、あるいはまた国債の利率も上げてきている、しかし、現在の実勢価格との差が余りにもあるんで、大蔵当局が考へるようなところになかなか指し値が入つてこないというのが実情ですね。どうなんですか。

○政府委員(渡辺喜一君) 中期国債は公募入札でございますから、発行当局で指し値をするとかいうような性格のものではないと存じます。十年国債の方は、これはシロ引き受けに際しまして、シロ

と協議をいたしましたして発行条件を設定してその条件で引き受けてもらうということになるわけでございますが、中期国債の方は全く公募入札でございますから、入札結果によって条件が決まるといふことになるわけでございます。

○丸谷金保君 そうなんですか。指し値でなくて、指し値はしないんですね。指し値はしませんけれども、当局の持つていく予定価格というか、予定数字がございませうね。私たちが公共事業の入札なんかやっているとさうですが、幾らという指し値はしないけれど、あらかじめこちらは大體どくら辺で契約をしていこうという予定価格というのがあります。これはお持ちなんですか。

○政府委員(渡辺喜一君) 私どもは表面利率は設定いたしました。クーポンレートを〇・七％引き上げまして八・四％というクーポンレートを付けてオフアをしたわけでございます。そのクーポンレートで一体価格を幾らで入札してくるかというものは、これは全く応募者いかによる話でございます。幾ら程度で入札しろというふうな私どもめども持つておりませんし、結果によって判断をするということになるかと思ひます。

○丸谷金保君 そのクーポンレートの八・四というの五年債ですか。

○政府委員(渡辺喜一君) 三年債でございます。

○丸谷金保君 実勢と余りにも違い過ぎているので、三年債の八・四ですと、これはなかなかいまの状態で大変だと思ひます。

実は、ちよつと使うことがありまして、この間五年の国債を二百十万ほど買つたんです。そうしますと、私もそれはびっくりしたんです。それで、総理がこれは大変だと言ひのはなるほどのことかと実は思つたんです。これは八％の五年債なんです。額面二百十万円で実際の市場価格は百四十一万二千円なんです。これは現に仕切り書もありまして、さうしますと、実勢利回りは一・九％、約一二％に近いんです。さうすると、表面金利の八・四％で、一体どれくらい市場メカニ

ズムの中で価格が決まると思いますが。これはつい最近のあれで、私自身がびっくりしたんです。こんなところへ来ているんですよ、大臣。二十万の五年債が百四十万で買えるんです、いま証券会社から。いいですか、大平総理がこれは大変だと言ったのは、こういう実勢をあなたたちが報告したのじゃないんですか。どうなんですか。そして、この間のオフアードでも、とてもじゃないけれどこれは大変だと、われわれの考えているような予定価格というか、これは入札のときに予定価格がはいらないんです。必ず、一定のところまで来たら契約しようということがあはるはずなんです。

市場実勢と余りにもかけ離れていたんで、これは大変だということになったのじゃないんですか。それで総理のところへ駆け込んで、このままではとてもじゃないけれど、年度当初から国債の消化ということは大変な事態になるので、発行高を減らすということを一斉に新聞に出して、そういう形での市場の心理的な操作をやらなきゃならぬと、こういうふうなことがあったのじゃないんですか。どうなんですか。これはこれからの論議の非常な大事なこと、私たちが心配しているんです、そういう点で大変だと。それに先ほどからのような表面金利のような話を長々とされても、ちっとも理解がいかないんです。どうなんですか。あわてて御進講に及んでこういう新聞報道を出された実態は、こういういわゆる市中のメカニズムとの間の余りにも大きな乖離ということがあったのじゃないんですか。どうなんですか。なければ幸いです。

○政府委員(渡辺喜一君) 既発債市場の相場と新発債の条件とが乖離しておるといことは、おっしゃるとおりでございますが、その乖離が大きいくあるからあわてて行ったということではございませんで、国債全般について御進講をするという目的で伺ったわけでございます。

もちろん、その御説明申し上げた中には、先ほど触れましたように、現在の国債市況というのが

量の面から、あるいは質の面から言って、特に五十四年度に入ってから一貫して非常に悪くなってきた。この年度末の二月、三月において急激に悪化をして、その乖離幅も大きく開いておるといことは申し上げたわけでございます。

○丸谷金保君 大臣、予算編成はしましたけれど、実勢金利を上げていけば確かに国債消化はできなことはないでしょう。しかし、それは後年度に大きな財政負担になりますね。一体、現在考えている財政金融政策の中で、今年度の国債の消化は自信おありですか。率直にひとつ。

○国務大臣(竹下登君) 今年度の国債消化に自信があるかないか、こういうことでございます。御指摘のとおり、環境はかなり厳しいということも事実でございます。しかし、五十四年度に對比いたしまして資金運用部引受額をふやすとか、あるいは今後いろいろ、その都度のことではございませぬものの、弾力的な措置をすることによって、何とか消化でき得るではなからうかという自信と期待と願望とを持っておると、こういうことであります。

○丸谷金保君 大変むずかしい表現で、ちよつと戸惑います。それじゃひとつ、個々の具体的な問題について私たちのきわめて心配していることを一つ一つ実を出していききたい。財政制度審議会の報告によりますと、わが国の政府支出のGNPとの比較というのは、イギリスやフランスや西ドイツというふうな国と比べてまだ大変パーセントが低い、こういうふうなことが言われております。国家予算だけ見ている限りは、そういうことが言えると思うのです。しかし、いまの国債市場の悪化というふうなことを考えた場合に、これは私たちは国と地方の財政、それから財政、これらを一括して見ないとGNPに対するパーセントの本当の数字が出てこない、こう思うのです。ところが、政府はいつも上手に予算対比、予算対比ということで、しかし地方自治体の財政を考えた場合に、西ドイツやフランスと日本とは全く違ふんです。日本のように非常に大

きなものではありません。

試みに、ことしの地財計画等から勘案してみますと、地方財政の総予算が四十一兆六千四百二十億、そのうち起債が四兆四千億あるのです。残りが二兆五千八百九十億残ってまいります。そうしますと、たとえば五十五年度の予算を見てみますと、一兆円国の方は国債発行額を下げたと言っているけれど、その分は地方債の方にしわ寄せされているんです。差し引きしまして、地方債の方では約三兆円近いものがふえております。だから差し引き、国、地方の全体をとりましますと、そういう国債なり地方債の残高をトータルで見ると、二兆円ぐらいいふえているんです。要するに国の方は減らした減らしたと言いつつながら、地方財政の方の借金をふやすことによって肩がわりされているわけです。

それからまた、租税の面から見ますと、明らかに、大体国が七割で地方の方が約三割というふうな言われております。五十四年度の数字で見ましても、二十二兆八千五百四十六億円の国税予算に対して、地方税の方は十二兆九千三百四十二億なんです。しかし、これは表の数字はそういうことになりましますけれど、実質的な配分になると、国税の中から地方交付税と地方譲与税、国庫支出金等を引きまして、地方から国への負担金等を逆にしてしましますと、国が実際に租税の中で扱う数字というのは七兆一千九百十六億しかないんです。それで、地方の方はこれを足しますから、二十八兆五千九百七十二億、逆転するんです。その税の最終的な配分の割合は、五十四年度の場合、国が二〇・一%で地方が七九・九%。

だから、非常に日本の場合には、具体的な仕事の面になると地方がやっておる面が非常に多いんです。そこへ国の方は一兆円減額したと言いつつながら、地方の方にしわ寄せして起債の残高が非常にふえてきておるといふふうなことになる、国のトータルで見た場合にはやはり減額したことになる。そういうものが国債不信、国の財政に対する心配、そして国債の暴落ということに、どん

なに表の方でもって飾つても出てくる、こういうことになっていくんじゃないか。いまの件について自治省からも来ていただいておりますが、いかがですか、そういうふうな形になっておりますか。

○説明員(持永義民君) まず、最初のお尋ねでございますが、確かに御指摘ございましたように、地方債の現在高は増加傾向にあるわけでございませう。ただ、地方債の発行額につきましては、五十五年の発行額でございますが、地方財政計画上これは普通会計債でございますけれども、約四兆四千億予定いたしております。五十四年度、前年度に比べますと約四千七百億円の減額をいたしております。結局、五十五年の地方財政の財源不足額が減少したこともございまして、いわゆる財源不足を補てんするために発行いたしております財源対策債と申しておりますが、これが減少したということが主な理由でございまして、発行額は減少しておるわけでございませう。ただ、御指摘のように、現在高そのものは依然として増加傾向にあるということは、御指摘のとおりでございます。

それから、税源の問題でございますが、いまの国の税と地方の税あるいは仕事の分担と申しますか、そういう面での配分の率につきましてはお話をとおりでございませう。自治省といたしましては、極力地方一般財源、すなわち地方税源を充実していきたいというところは考えておるわけでございませうけれども、何せ御案内のとおり、国家財政、地方財政通じまして大変厳しい環境にあるわけでございませうので、いづれかの時期に基本的に両方の財政を通ずる財政再建策と申しますか、基本的な打開策が図られるときが参ると思ひますが、その際にあわせて御指摘のような点も含めて再検討していただきまして、地方財源の充実強化を図ってまいりたいというふうに考えておるわけでございませう。

○丸谷金保君 大蔵省が答弁する場合、いつも国の財政というだけを中心にして御答弁なさる

けれど、経済の動きというのはやっぱり国、地方、公共的な資金の問題というのは一本として受けておられることになるわけです。そうすると、この財政制度審議会あたりの報告は全く実態に合わない、いかに安心させるような数字がたくさん出ています。外国と比べて。しかし、財政投融資であるとか地方財政の問題というのはちっとも入ってきません。それでまだ大丈夫だ、まだ大丈夫だというように中心にして国債の発行が行われるわけです。

それでも、ずいぶんこの五十四年十二月十九日の答申では、いろいろ心配はしております。心配はしておりますけれど、よもや三月以降のことには財政自体が大変だというふうな状態になることは財政審といえども予測していません。そこへ痛いの経済の実態の中で大きくチェックをされたというのが、きょう現在における国債発行をめぐる諸問題の中身じゃないでしょうか。大臣いかがですか。ここら辺をきちんと整理してかからないかと、ここからの論議になっていかないような気がするんです。

○政府委員(吉野良彦君) 御指摘のように、財政は国の財政、地方の財政、二つあるわけでございます。たびたび私も申し上げておりますが、国民経済の中で国の経済、国の財政と地方の財政はいわば車の両輪であるというのをしばしば政府としても申し上げておるわけでございます。

そこで、従来からもうそんなふうであつたわけでございますが、五十五年度の地方財政問題、これを自治省と種々協議いたしました過程におきましても、ただいま申し上げたような考え方を基本的に踏まえまして対処をいたしたわけでございます。しかし、何分にも御承知のように、国の財政の方は五十五年度以来今日までいわれる赤字公債、特例公債に依存をせざるを得ない状況でございます。幸いにして地方財政の場合には、現在のところいわゆる赤字公債には依存をしないような対策を毎年度講じてまいっております。

しかし、御指摘のように、五十五年度は先ほど

自治省からお話ございましたように、地方債の総額も減らしておりますが、残高は残念ながらふえております。しかしながら、残高の規模を国と地方とで比較をいたしますと、何といひしても、やはり国の公債の残高は圧倒的に大きいというふうな事情も片方にはございます。

いづれにいたしまして、やはり今後とも冒頭に申しましたように、国の財政と地方の財政は車の両輪であるから、両者相立つようにお互いに努力すべき点は努力をし工夫をし合つていかなければならない、かような基本的な考え方で臨んでいられるわけでございます。

○丸谷金保君 だから、わが国の国債の残高というふうな場合に、常に地方債というものも頭に入れておきませんと本当の数字にならないんです。国債残高六十億、だから諸外国に比べてパーセントでGNPから言えばそれほど大したことはないというふうにおっしゃつても、地方債を入れますとどう約百兆です。ここら辺の数字のずれ、ここに手広くやられたのが今回の暴落じゃないか。

新聞ばかり引用して申しわけないんですが、これはきのうですか、全銀協の会長の関さん、「国債無策」というふうな見出しで出ております。内容を見ましても、銀行の——三井銀行は頭取と言わなくて社長さんというのだそうですが、頭取さんがこれだけ厳しい国債政策に対する批判をする。これは全銀協の会長ですから、そういう面では非常に心配の余り好意的にこういう話をなされたんだと思ひます。新聞発表ですからこういう見出しになっておるんだと思ひますけれど、それにしても、これはここでも大変だというわけですね。このままじゃどうもならぬよということなん

です。

大蔵大臣は、願望と期待とを込めて消化していくというふうにおっしゃいましたけれど、専門のシンジケートの引受団体の方の会長さんが、これはとてもじゃないけれど、「国債は魅力がなく、みんなからきらわれる。こんな商品ではみんなが

押しつけあつてシェアの変更なんかはとてもできない」と、こうまで言っているんです。オフアにあらわれたのも、金額とすれば長期債じゃないから幾らものでもないですが、これから長期債をやっていく場合に、こういう点についての御心配はいかがなんでしょうか。

○政府委員(渡辺喜一君) 関社長は一年間全銀協の会長をされたわけでございます。今度交代期を迎えられたわけですが、したがって、最後の記者会見というところでいろいろ申されたわけでございます。私が、私も直接関会長の記者会見に立ち会つておりませんので、どういふことを言われたか詳しくは承知していません。基本的にはできるだけ国債の量を減らすべきである、減額すべきである、こういうことであらうかと思ひます。

その他、発行を円滑にいくためには、発行条件についてもできるだけ弾力的に考えるということでございます。あるいは市中の引受負担が相当重くなつておりますから、資金運用部等で引き受けられる限度においてできるだけ多く引き受けてもらいたいというふうなことを言われたのではなからうかと思ひます。

おっしゃることは、現在、市中金融機関が置かれております立場から言えば、全く当然の発言であるというふうに私も考えるわけでございまして、私もどなたもいたしまして、できるだけそういう御要望を十分勘案いたしまして、今後の発行の円滑化を期していきたいと考えておる次第でございます。

○丸谷金保君 こういう発言が出て、それを大蔵の直接担当しておる理財局長さんが、こういうことを言われるのも当然だと。大臣、本当にこれは大変なことですね。一体どうしてこういうところへ追い詰められたのか、そういうことに対する財政当局としての反省はないんですか。心配するなと言えようという状態じゃないと思ひます。なぜこういうことになったのか。

○国務大臣(竹下登君) これは、私もこの関さんの記者会見の記事は読みました。そしてこれに対して、いま理財局長のお答え申し上げましたとおり、やっぱりこの批判は素直に聞くべきものであるというふうにお互い理解をしております。

と申しますのは、確かに全銀協の会長一年、その関会長の一年間というものは、まさに国債の消化をいかにしたら政府に協力できるかというぎりぎりの努力をされたおつたと、私はそれなりに評価をしておつたわけでありまして。なかなか、たゞび重なる公定歩合の引き上げがございました。そしてまた、為替相場の変動が、きょうこそいま二百四十八円ぐらゐにまたなつておりますもの、あの二月、三月、いわゆる円防衛対策をもち出なければならぬような状態でありました。そういう中であつて、私は非常に厳しい環境になつたという理解の上で立つて、したがって、私もどなたもして部内でもいろいろ協議をいたしまして、本当にせめてもの救いというものは、先ほども御指摘があつておりましたが、五十五年度予算においてはとにかく総額そのものを少なくしなければ、国債管理政策の基本というのは発行額の減少、まずそれだということで、初めに一兆円減額ありきという立場で臨んだわけです。

そして、幸いにして民間の企業努力等によりまして自然増収を見ることができましたので、五十四年におきまして一兆二千二百億でございます。その補正予算で減額をすることができた。そして、いまだ五十四年度の未発行分が五千七百八十億ほど残つておりますが、これとて、これもいま直ちに言える課題ではございませんけれども、いまつかめる数字といたしましては、予備費の使用残が千七百七十億ぐらゐ残つております。これはもう三月になりましたから確実でございますが、そうしてまず二月の税収が期待よりも若干上回つておるといふようなことからしまして、まだ五月になつてみればわかりませうけれども、自然増収というふうなものが出たら、五十四年度の未発行分もできるだけ発行をしなくて済むような形の中

で、五十五年度の消化能力をそれなりに少しでも温存強化していこうという考え方を持っておるわけでありませう。

丸谷さん御指摘のとおり、とにかく二月から、なにか三月の本院における予算審議というもののあの状態の中から、国債消化問題というのはいまや財政当局一体となってこれに当たらなければならぬほどの大変大きな課題になっておるといふことは、十分自覚をいたしておるところであります。

で、総理が昨日、いろいろな問題で御進講するわけでございますけれども、特に求められたというの、本院等における議論の中において、国債消化というのに対して、いまそれこそ実情を把握し、そして当局を奮励するという意味もあつて、わざわざ御進講のホットな問題としてこの国債の消化状態をお聞きになったと思うのであります。

私どもも、経済の情勢の推移というものを長期にわたって予測するといふことはなかなかこれは困難な問題でございますけれども、やはり発行した責任においてこれが消化に対しては、いわば国債とは酷債であるというふうな感じを与えないように、いろいろな工夫をこれからしていかなければならぬ課題である。まさに理財局が中心でございますが、大蔵省全体が一体となつてこれに対応していく姿勢がいま必要であるという認識の上に立つておることを素直に申し上げまして、これは御心配の余りの御質問でございますから、ある意味においては大変な難題でもございます。その難題にもこたえなければならぬところであるといふふうに、理解をいたしております。

○丸谷金保君 鞭撻というより、こういう点をおろそかにしていただくことになつたんじゃないかといふことを実はこれから言いたいと思つておる。これはじめに「一兆円減額ありき」という、理財局長さんのきわめて理路整然とした、これは私も読ましていただきました。これを読む限りでは、確かにこのとおりだと思ふ。しかし、

一番これで欠落しているものが実はあるのです。というのは、特例国債を五十年から出し始めましたですね。あの当時の国会論議の中で、あるいはまた参考人と呼んでの御論議の中で、当時の大蔵当局は、これはもう本当の特例的なものだ、いまのこの不況を乗り切るための一時のものであるから安定した経済になれば特例国債はやめるのだと、こういうことを言つておつたんです。しかし、ずうとふえてばかりいるんですよ。

しかも、経済は安定したとか何とかといふことをずいぶん総理以下も、その後何とかやや鎮静したとかいろいろなことを言つておるんですが、特例国債の方だけは、そういう約束と違つてふえ続けている。本来、特例国債といふふうなものは五十年、五十二年、一時的に出すんだと言つた最初の考え方に戻つてやめるような方向に行けば、これはいまのようなこういう国債の大暴落というふうなことにつながらなかつた、このことだけは間違ひないと思ふんです。

ただ、歳出の方がどんどんふえるからやむなく国債に頼らざるを得ない、それでなければ増税だ、すぐこの短絡的なことを大蔵当局は考へるんですが、しかし、私は先般本会議でも御指摘申し上げました、たとえば医療費は十兆を超えています。さういふところへ思い切つたメスを入れれば、老人医療の一兆円程度のところにはさみを入れなくても、もっと大きなところで財政の縮小のできるところがあるのかかわらず、こういうところには政府はちつともメスを入れないじゃないですか。そして特例国債でカバーする。主計局長さんおおいでになると思ふが、いかがなんですか。予算査定の段階で、こういうところにはどうしてメスを入れないのですか。

○政府委員(吉野良彦君) 御指摘のように、公債の中でもとりわけ特例公債はいろいろな意味で不健全でございますから、私もやはりこれはあくまで臨時特例的なものといふことで従来考へてまいつておりますし、当面の財政再建の目標といふにしても、五十九年度には特例公債を何とか

してゼロにしたい、それを目標にして努力をすべきだといふふうに一貫して考へておるわけでございます。

五十五年度について申しますと、公債全体としては一兆円の減額に、前年度当初予算に比べまして減額になっておるわけでございますが、その内訳を申しますと、特例公債の方では五千七百億円の減、それから四公債の方で四千三百億円の減、合算して一兆円の減、こういう形になっておるわけでございますが、御指摘のように、私どもはとりわけ特例公債の減額に向かつてこれからは努力をしなければいけないと思つておりますが、五十五年度はともかくも公債全体としてまず一兆円減をするといふことを最優先のいわば課題として取り組んだ結果、ただいま申しましたような形になつたといふことも、御理解をいただきたいと存じます。

それから、御指摘の医療費その他の問題でございます。歳出全般にわたつて御指摘のような点も含めまして、これから一層厳しい見直しをして、メスを入れるべき点につきましては勇敢にメスを入れて、節減、合理化の努力を一層これから積み重ねていかなければならないといふふうに考へております。

○丸谷金保君 重箱のすみをほじくるように細かきところを節減、合理化するより、こういう大きなところ、これはだれが見ても葉づけ、乱診乱療の医療行政といふことが明らかなところ、このことを思い切つてずばつとやれないんですか。大臣はどうですか、なかなか現在の政府では風圧が強くて、ちよつとこういうところには手がつかないから、特例国債といふことになるんじゃないですか、どうですか。

○國務大臣(竹下登君) 歳出の議論、御意見でございますが、まず、いまも主計局吉野次長から申し上げておられますように、本来、特例公債から五十九年度で脱却しようといふ考え方がいたしますと、毎年毎法案を提出しなくても、五十九年までに限つて提出してもいいのじゃないかと、こう

いう議論もありましたし、いただいたこともございます。しかし、やはり特例公債といふ初心にいま返つた、当時のことをお述べになりましたが、これは一年一年審議していただくということにおいて、われわれのまさに特例公債からの脱却の姿勢がそこにあられるのじゃないかといふので、このような提案の仕方もしておるわけでございます。

したがつて、今度は歳出の削減の問題でございますが、渡辺理財局長の「はじめに一兆円減額ありき」といふフレームの立て方からいたしまして、確かに昭和三十一年以来の低い伸び率に抑えることができたわけでございます。これについては、昨年来のサマリーレビュー等を通じて、大蔵当局として各省の理解と協力を得ながら、こういう予算編成が終わつたわけでございますが、いまの御指摘のありました医療費の問題等においても、引き続き今日の時点においては、これは所管ではございませぬが、財政当局としても健保法の成立を期待しておるところでございますけれども、さらに各般の節減、合理化のもちろん対象として検討していかなければならない課題である。

これらが、私もスプリングレブニューといふことを言つておりましたが、三、四、五がスプリングで、六、七、八がサマーでございますので、結論から言つてサマーになるような感じがいたしますけれども、この間から主計官會議といふものを開いて、そうした五十六年度予算に向かつてのさらには歳出を節減、合理化していくという問題と、そして成立さしていただきました五十五年度の追加需要に対応するためにも、またすでに成立したもののうちから、これは昭和五十年に一遍四月十五日にやはりそういう閣議発言をした例がございまして、今度も五十年の例にならつてそういう閣議発言をして、既定経費のさらに節減、合理化をやつていこうと。

これは、もとより四党の合意の中でも三百億とい

うような数値まで示して、この節減、合理化をやらねという至上命題にもこたえるために努力をしなければならぬという姿勢でやっておりますので、今後ともそれこそ御叱正、御鞭撻に对应して、五十六年度予算もさらに厳しい環境の中で、これからスプリングレブニューなりサマーレブニューなりを通じて、これに对应して国民各界各層の理解を求めながら、そのような対応を図らなければならぬというふうに考えておるところでございます。

○丸谷金保君 まあ、サマーレブニューの問題も当然でございますし、細かいところも見直さなきゃならない必要もございまして。ただ、やはりこの医療費のような、衆目の見るところ、しかも物すごい大きなふくれ上がった金額、やつぱりこういう点、一点集中的に思い切った手を加えることによつて、特例公債等の問題にもっと大きな前進が行くのではないかと。

そうでないか、そういう指摘をしておきませんと、特例公債けしからぬじゃないか、減らすべきだということを言う、じゃあ増税かと、すぐこうきまします、そういうことのないように——主税局は来ておりますか。どうなんですか、いまのところ主税局としては、改めて五十六年度以降特例債を減らすというための税制ということとは考えてないんですか。

○政府委員(福田幸弘君) 財政全体と申しますか、御指摘のような歳出のやはり大きいところ、どういふ削減ができるか、そういう問題を前提に考えないと、税だけで問題を処理するということはいかかかと思ひます。そういう姿勢で考えたいと、こう思ひます。

○丸谷金保君 ちょっといま聞いていてもよくわからないうちで、どっちなんですか、考えているんですか、いないうちで、現況では。○政府委員(福田幸弘君) 税だけが先行して考えらるというの、やはり順番が逆であらうかと思ひます。

○丸谷金保君 このことをやっぱり明らかにして

おきませんと、特例債なり国債の発行けしからぬというところだけで、それじゃ増税かという議論に短絡に結びつく危険性が非常に多いと思うんです。大蔵省は、ですから、もつとその前に大きなところで見直すべきことをきちんとやつてもらった上でないかと困るというところ、大臣ひとつこの機会に、国債が暴落する、もういよいよ増税しかないやんというふうなことでなくて、もつとやらなきやならぬ政府として責任のある行政執行上の問題があるじゃないかと、一例として医療費を挙げておきます。

それで、今度は具体的な問題なんです、これは衆議院でも多分議論になったかと思ひます。都市銀行の半分くらいが今度原価法から低価法に変えるというところで、大変厳しい状況になつてきておられます。銀行経営がこういうふうな追い込まれた、ある意味ではもうこれは水増し決算ですわね。金融機関という非常に健全経営をしなきゃならないところの、会計の原則から言ひますと、できるだけ含み資産というものはとっておくべきである、むしろその逆の形で含み損が帳簿上出てくるようなこういう原価法に追い込まれた銀行経営の実態、これは一体どういふところにあるんではないかと。銀行局おいでになつていたらひとつ。

○政府委員(宮本保孝君) 先生御指摘になりましたとおりでございますが、確かに大量の国債を保有したまま、その国債が値下がりをするというふうなところがございまして、そういう点が現在の金融機関の収益状況に大変響いておることは確かでございます。

○丸谷金保君 大体どの程度の含み損が出ておるんですか。○政府委員(宮本保孝君) 従来は低価法でございまして、この含み損はございせんけれども、評価損というところで御説明いたしますと、去年の九月期で都市銀行で約二千億でございます。

○丸谷金保君 都銀で、九月期の決算ですか。○政府委員(宮本保孝君) 去年の九月期でございます。

ます。○丸谷金保君 この三月になりますと、どの程度になりますか。○政府委員(宮本保孝君) この三月期は、先生御承知でございますが、いま御指摘のとおり原価法を採用いたします銀行が出てまいりましたので、評価損として幾らあるかというところは、これは個々まちまちでございますので申し上げにくいのでございまして、去年どおり全部が低価法を採用いたしましたとは仮定いたしますと、現在まだ決算中でございますのではつきりした数字は出ておりませんけれども、大体その倍ぐらゐになるかなという感じがございまして。

○丸谷金保君 私たちの聞いておるところでも、大体国債の値下がりによるところの銀行——都銀だけでも五千五百億ぐらゐになるんじゃないだろうかというふうな言われておりますけれども、そんなになりませんか。四千億ぐらゐで済みますか。○政府委員(宮本保孝君) 五千億という数字は私耳にいたしておりませんが、倍以上にはなるのじゃないかというふうな数字を耳にいたしております。

○丸谷金保君 そうすると、銀行でたとえばまだ原価法でなくて低価法をとつておるところがあまりすね。しかし、こういうところも、数字には出てきませんわね、実際はそれでやつておるんですから。ただ、所有株とかそういうものを売却して、いふところ、こういうふうなことで辛うじて決算の張じりを低価法でやると、こういう形をとつておる銀行もたくさんございまして、こういう実態、いかがですか。

○政府委員(宮本保孝君) この三月期で、低価法、原価法、大体都市銀行で半々ぐらゐの数字になつております。地方銀行の場合には、約八割が原価法に移行したとございまして。

○丸谷金保君 いや、それでその低価法をとつておる銀行でも、実際には、資産内容がいろいろのういうふうにしたというよりは、むしろ手持ちの株だとかいろいろなものを売ったその差益金を入れ

ることによつて低価法を維持していると。こういうふうなものについての実態を把握しておりますかと聞いています。

○政府委員(宮本保孝君) 信用機関につきましてはまさに信用が大切でございますので、やはり収益の状況というものは、大蔵省の銀行の信用問題にかかわるわけでございまして、このように一時的に発生いたします多額の評価損につきましては、やはり含みの益を吐き出すために、手持ちの株式等を売却いたしまして利益を出してきたというふうなことでございまして。したがひまして、そういうふうな含み益の吐き出しが続きまして、中期的には健全経営上非常に問題でございますので、そういう意味も含めまして、今回原価法の採用ということも選択的に認めることにいたしました、こういうことでございまして。

○丸谷金保君 私が都銀の五千五百億と言つたのは、そういう点で、いわゆる原価法を採用したという表に出ておる数字のほかに、国債の価格の下がつた分をそのまま低価法を採用しておいて、一方では有価証券の売却益というふうなもので埋めておるのがある、それがおたくたちのいまの四千億という数字になつて出てくるのとわれわれが聞いておる五千五百億との違いじゃないんですか。どうなんですか、そこら辺は。

○政府委員(宮本保孝君) 保有国債の評価損を、まるまる株式の売却益で埋めておるといふわけではございせん。当然、その収益が出てまいりわけでございますから、その収益の一部でもって埋め、かつ足りない部分につきまして株式の売却益を出しておると思ひますので、ちょうどその数字が先生御指摘のように見合ふかどうかという点につきましては、ちょっと分析ができておりません。

○丸谷金保君 この三月期の銀行決算で大変気になることは、たとえばこれは第一勧銀と三菱ですか、一千億ずつお互いにスワップをやりましたね。こういう形で銀行決算が行われていくということ、これは銀行局としてどうなんですか。

○丸谷金保君 この三月期の銀行決算で大変気になることは、たとえばこれは第一勧銀と三菱ですか、一千億ずつお互いにスワップをやりましたね。こういう形で銀行決算が行われていくということ、これは銀行局としてどうなんですか。

○政府委員(宮本保孝君)　そういうようなことが、先ほど申し上げましたように一般に行われております適正価格以外の価格によって、恣意的な価格によりまして相対でもって行われることになりますと、これは利益操作の疑いが出るわけでございませうけれども、たまたま市場で売却いたさな

○丸谷金保君　銀行の方もそういう点では、今回の国債の問題ではずいぶん皆さんいろいろ知恵をしばって、合法的な範囲でできるだけ被害を少なくする努力をしておるようでございます。しかし、これは銀行はそれでも力があるからこういうことができるんです。しかし、証券会社となると、なかなかそういかないですわね。中小証券なんかの中にはもうどんどん投げ売りも始まっていると、こういう証券業界における国債を取り巻く現況について、ひとつできるだけ知る範囲で御説明願いたいんです。

○政府委員（吉本宏君） ただいま全国の証券会社の有価証券の売却損が三百億ということで申し上げましたが、この三百億の大部分は、どちらかと申しますと四社とか八社とか、そういう大規模な証券会社におきまして売却損が出ております。これは当然のことながら、債券の売買と申しますのは大体大規模の証券会社がやっておると、こういうことから売却損も大部分が大型の証券会社によって出ていると、こういうことでございます。

○丸谷金保君　　そういう、何といいますが、ことしの春になっての下落以前にも、非常に国債市場が不況でずつと下落傾向にありましたね。これと日銀の買いオペとの関係なんですけれど、先ほどもちよつと説明ありましたけれど、大体四十七年くらいには逆に日銀が売りオペをやつていました。それから後、ずうつと買いオペが続いているんです。しかし、五十四年になりますと、余り日銀自体が買いオペに出動しなくなっている状況がございしますが、これはどういふわけなんですか。これがやつぱり国債市場にも五十四年度で相当強い影響を与えてきたのじゃないかと思うんで

すが。

○政府委員(渡辺喜一君) 日銀の買いオペは、これは必要な資金を供給すると、こういう目的で行われるわけでございまして、通常、経済が成長すれば成長に見合う程度の資金増加が市場としては必要になる。したがって、それに見合う程度の資金をオペレーションで供給していくと、こういうことでございます。

したがって、成長率が非常に低くれば、当然のことながら必要資金量もそう大きくないということになりまして、五十四年度の場合には、たまたま、たとえば資金運用部が七千億の国債の買い上げ、これはスワップ方式でございますが、買い上げを行っておりますし、そういうふうなことで市中に資金が供給されますと、その分だけは日銀の供給すべき資金量というのは減少してくると、こういうふうなことになるわけでございます。

五十四年度は確かにオペレーションの金額は三千六百億ぐらいだろと思ひますが、それはそれだけの資金供給が必要がなかったと、こういうことではなからうかと思ひます。

○丸谷金保君 これは、日銀券の発行高というのが十分潤沢にあつて、特に買いオペをして日銀券を増発しなければならぬような情勢になつたという判断なんですか、そうすると。

○政府委員(渡辺喜一君) 日銀券とはまた別の観点でございます。経済が必要とする資金の量、これを賄うと、こういう意味合いからオペレーションを通じて資金を供給するということになるわけでございまして、日銀券は、これは現金需要でございまして、また、別途の観点から必要な日銀券の量は供給されておるといふことではなからうかと思ひます。

○丸谷金保君 日銀が保有している国債、これは残高はいまどれくらいになっておりますか。

○政府委員(渡辺喜一君) 五十四年九月初一前会計期でございます。去年の九月末現在で、日銀の保有国債は五兆六千億程度でございます。五十

四年九月末で五兆六千四百五十五億円となつております。

○丸谷金保君 それで、特例債の場合には借りかえをしないことになっておりますね。日銀の保有の国債の場合にはどうなりますか、それでは。

【委員長退席、理事細川護国公卿着席】

○政府委員(渡辺喜一君) 特例債については借りかえをいたしませんので、当然償還されるわけでございまして、四条件につきましても借りかえをしていくと、こういうことに相なるわけでござい

○丸谷金保君 それで、その四条件というのは建設公債なんですか。それで、実はこれだけ国債残高がふえてきますと、借りかえの問題も非常に微妙な影響を市況に及ぼすんじゃないかという気がするんです。現在の理屈から言いますと、公共投資をした財産が六十年償却ということだから、十年償については六十分の十ずつして、残りの六十

十分の五十は借りかえてもいい、こういう理論ですね、借りかえの理論というの。そうすると、日銀が持っているのも当然その対象になりますね。しかし、実際にいま減価償却を六十年というふうに見る、こういう見方そのものが、どうなんでしょう、公共建設したものに。そこいら辺にも私はやっぱり国債の信用をなくしていく一つの要因があるんじゃないかと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(吉野良彦君) いわゆる建設公債につきましては、六十一年償還の考え方でございますが、ただいま丸谷委員御指摘になりましたように、これは建設公債の対象になりますところのいわゆる公共事業費、これの平均的ないわば効用発現期間というふうなものを、実は建設公債を発行いたしました際に種々検討いたしまして、平均的にはこれが六十年であるということ、六十年で償還をするというふうな仕組を考えたいわけでござい

おります。

○丸谷金保君 どうも実際には、ちよつと六十年償却という自体にも無理があると思ひますね。実際にはそういうふうなままやっていると、やがてね。やがていふから、それで大丈夫だというふうにおっしゃるんでしようけれど、国債の信用度がなくなる理由の一つとしては、そういうことも今後のやはり検討課題として考えていかなくやならぬ。なかなか六十年というのはちよつともたないですよ。たとえば、コンクリートの耐用期間は百年とかいろいろ計算はあります。ありますけれど、たとえば住宅とかいろいろを考へてみても、現在そういうところへ投資している建設公債のいふ、それから舗装道路一つにしましても、そういうふうなものを六十年計算でやること自体相当の無理があるんじゃないでしょうか、どうなんですか。

○政府委員(吉野良彦君) ただいま申し上げましたように、六十年は公共事業の対象になります事業によつてつくられる資産の平均的な効用発現期間、具体的に申しますと、公共事業の対象には土地等も含まれておるわけでございまして、土地につきましてもいわば永久資産だという考え方をとり、その他の資産につきましても、ただいま的確に記憶しておりませんが、たしか税法上の耐用年数を参考に、いわばそれらの全体の総平均といたしたものを算定いたしましたところ、おおむね六十年という数値が得られたということで、まあ六十年という仕組にいたしていただくわけでござい

ます。そういう意味におきましては、そういう角度からいたしますれば、六十年という期間はあながち不適当だということにはならないのではないかと、かように考えます。

○丸谷金保君 そういう考え方が根底にあるものですか。国債残高というのはいま増え続けています。よく政府は外国との比較を出すのが大変得意なんですけれど、いまの日本の国債の残高は諸外国に比べてどうですか。

○政府委員(吉野良彦君) 財政の、あるいは会計のいろいろな仕組が国によりまして種々違ひますので、一概にこれは比較することがなかなかむずかしいと思ひますが、一般に用いられております長期政府債務残高というものがそれぞれのGNPに占めます比率、これで比較をすることがよく行われているわけでございまして、この長期政府債務残高がGNPに占めます比率について係数を申し上げますと、わが国の場合が三三・九%、それからアメリカが二九・一%、これは年度が多少国によりまして違つてございまして、それからイギリスが四七%程度、それから西ドイツが一三%程度、こんなような数字になってござい

ます。

○丸谷金保君 こういう要するにGNPの数字というふうなものと別に、実際の残高の比較はござい

○政府委員(渡辺喜一君) 金額で申し上げますと、日本の場合は長期債務残高が八十三兆七千九百九十九億円というオーダーになっておるわけでござい

ます。アメリカは一年古い資料でござい

ない。あれだけの国土を持っておりますし、それからまた、企業そのものも自己資金を中心に経営が行われておる。借り入れの非常に多い、最近や少なくともなりましたけれども、日本の企業の体質と違ふ。そういう中において、同じくらいにから同じだということにはなりませんわね。市況を圧迫する度合いというのは全く違ふ。したがって、その及ぼす影響は全く違ふというふうに理解してよろしくございませう。

○政府委員(渡辺喜一君) もちろん国が違ひますから、それぞれの経済の持つておる特異性というものがあつたわけでございますので、その辺の相違というのとは違つてしまふべきものと思ひますが、ただマクロで経済全体の力、その国の経済の力に対して国の負つておる長期債務がどの程度になつておるかという観点からいいますと、おむねアメリカ並みの水準になつておる、こういうことでございます。

○丸谷金保君 それで、非常にいまの国債の關係については、一つには残高が累増してきておるといふやうなことがございます。それからまた、たとえば条件を改定していく場合の、先ほど大臣は会期中に異例の公定歩合の引き上げをやつたといふやうにおつしやっておりますけれども、きつめて後手後手の対策しか行われておらないんじゃないか。それからもう一つ、入札方法なんです、市場実勢が冒頭に申し上げましたようにずいぶん違ふんです。

しかし、それはもうそれは言つても、国の考え方ではシ団に対して公算全体を預けていくという形のいまのあり方、ここら辺も少し考え直していかないと、現在の国債に対する信用を回復するという道はないんじゃないかと思ひますが、いかがでございますか。

○政府委員(渡辺喜一君) おつしやるとおり、発行条件につきましてはできるだけ発行しやうといひますか、消化されやういふ条件を考えていくといふことは当然でございますが、ただ国債の発行条件を決めます場合には、国債単独で判断をする

というわけにはなかなかまいらないわけでございます。まして、当然のことながら、これに関連するいろいろな長期金利があるわけでございます。たとえば、金融債の発行条件でございますとか、事業債の発行条件、あるいは長期の貸付金利、長期プライムのレベルはどうなつておるかというやうなものと関連をしまつておるわけでございます。全体のバランスも無視するわけにはいかないかと思ひうわけでございます。同時に、これは直接財政負担にはね返る問題でもございまして、財政負担という面の配慮もやはりこれはしていかなければいけない。

いずれにいたしましても、財政負担になりますれば、これは国民が負担をしていかなければならぬものでございまして、そういう面の配慮もやはりこれは無視し得ないわけでございます。全体を総合勘案いたしまして、そのときどきの情勢に十分適合するよう、これはその引受側のシ団と十分協議をいたしまして、そうして発行条件を決めておるわけでございます。

○丸谷金保君 問題は、そのところが実は一番問題だと思ふんですけれども、シ団と協議していいまして、片っ方はお上で、どなたか言つていましたけれども、御用金的な性格を持つていたんじゃないかといふやうなことが言われるように、市場実勢と合わないものでも、仕方がなくいまでは割り当てられたものを引き受けてきた。したがって、証券の方は、そう言つても、本當の意味での個人消費なり何なり、あるいは会社なり売り渡していかなくやらないから、市場実勢と余り離れたものだと思ふようになってくる。

そのことによつて、結局五十三年度の二〇%から五十四年度の二一%まで証券引き受けが下がり、最近は大體五%ですか、といふやうに銀行その他の引き受けが非常に多くなつてきておるといふやうに聞いておりますが、いかがなんでしょうか。

○政府委員(渡辺喜一君) 証券引き受けは、五十四年度まだ最終的に計数が確定はいたしておりませんが、おむね市中引受分の一四%強、一四・

二ぐらいになつておると思ひます。五十三年度は、おつしやるやうに、二〇%を超える引き受けをしておるといふことでございまして、消化環境が厳しくなつて、どうしても個人とか、あるいは法人の消化率は落ちてくると、こういうことになつておると思ひます。

○丸谷金保君 大臣、国債は本来これは公募ですから、できるだけ個人に買つてもらふやうな体制になつていくことが一番望ましいわけですね。しかし、実態は全くそうなつていない。というのは、こういういまのシ団引き受け、証券の引き受けで買ひますと、持つて帰つたら途端にもう値が下がるやうだと、売れないんですよ。これで買ひたいと思ひますか、個人で。いまの国債価格で、国債の表価格ですよ。銀行は仕方なしに引き受けていますよ。引き受けた途端に、もう赤字覚悟ですよ。

本来、公募でできるだけこれは国民各層に引き受けてもらつたてまえの国債の現在の入札方法なり販売方法といふやうなものをどつて改めないと、底辺は広がらないのじゃないかという気がするんですが、いかがですか。

○政府委員(渡辺喜一君) この個人消化というのは、特にこういう大量の国債を発行しなければならぬ現在におきましては、円滑な消化のためには大きな柱であるといふやうに私も考へておるわけでございます。個人消化促進策につきましては、いろいろ考へて施策を行つてまいつておるわけでございます。

ただ、個人に国債を持つてもらふといふのは、ある意味では個人の一つの貯蓄手段として持つていただく、こういうことでございまして、国債を買つて、またそれをすぐに売つて、その間の値上がり益といふやうなものを期待するといふやうな形での保有ではなくて、むしろ一つの貯蓄手段といふやうな感じで持つていただくことを私どもは考へておるわけでございます。

そういう観点からいいますと、確かに売れば損をするといふやうなもの、これはなかなか売りに

くいといふことはおつしやるとおりでございますけれども、他面、他の貯蓄手段との比較ということ、これも個人が貯蓄手段を選ぶ場合の非常に大きな要素になるわけでございます。たとえば預貯金あるいは他の債券類、そういうものの比較において有利であるかどうかといふやうなこと、これも個人が貯蓄手段選考に際しての大きな要素でございまして、そういう面への配慮も十分にやつていきたいと、こういうふうに考へておるわけでございます。

○丸谷金保君 それで、他の手段との問題なんです。これは市場メカニズムの中で、おのずからなるその価格ができてくるわけですね。それをそのまま素直に受けないで、政府がいろいろな政策的な介入をした形で押つけてきていたわけですよ、いままで。それをとつ外さないといふことをしなかつた、いやいや買つていくわけですよ。いやいや買ひうなら、都銀だとかいまのシ団に買わせる、しかも預金の伸び率もなくなつてきた、国債を抱くことによつて企業なんかに対する融資がとまつてきますよ。その分だけ少なくなつてきて、いま非常に市中の貸し出しが規制され始めています。

こういう形をとるくらいなら、もう少したとえば資金運用部その他別途な、あるいはオイルマネー、いろいろな別途の角度で国債を消化することを考へないで、いままでのパターンでシ団に引き受けさせて、銀行は赤字の場合には原価法をやれといふやうなことでは、もうもたないところに来ておるんじゃないですか。そういう国債政策の転換をしなかつたらぬ、いかがですか。

○政府委員(渡辺喜一君) 資金運用部におきましても、可能な限りの国債引き受けといふことをやつておるわけでございます。現に五十四年度におきましては、当初は一兆五千億円の引き受けを予定しておつたわけでございますが、最終的には二兆七千億近い引き受けを行つたといふやうなことに相なつておりますし、五十五年度につきまして

も、当初計画で二兆五千億資金運用部で引き受けると、こういう計画にいたしておるわけでございます。

資金運用部につきましては、高度成長期と違ひまして、原資の状況というのはやはり一般金融機関と同じようにその大きな伸びを期待することはむずかしいような環境になってまいっておるわけでございます。一方、財政投融資等に対する資金需要というものはかなり強く出てきておるわけでございまして、国民の郵便貯金その他の資金をお預かりして、これをできるだけ安全、確実、有利に運用するという使命を負っておるわけでございまして、そういう意味合いから、やはりこの財政投融資に対する需要というものはこれは配慮をしないかたがたはいいけない、こういうことでございまして、それを無視してとにかく国債をまづ引き受けるのだというふうには、なかなかまいらない面があるわけでございまして。

ただ、現在のように、国債の発行量が非常に大きくなってまいりまして、市中の引受負担というもののがかなり大きな負担になっておるという状況も、これも事実でございますから、したがって私ども、私どももいたしましてはその両面を十分に配慮しながら、一方で財政投融資についても配慮をしながら、可能な限りこの国債の引き受けにも力を入れていくと、こういう考え方でやっておるわけでございまして。

○丸谷金保君 両方のバランスをとりながらやっておるというお話でございますけれど、どうも私、ちよつとその考え方はおかしいのじゃないかと思ふんです。たとえば資金運用部、財投に八・一・二も五十四年度で回しております。国債の引き受けというのは二兆五千億ですか、きわめて少ないんです。だから、バランスをとっているというふうなことではないんじゃないか。もともと資金運用部資金、一番確実な国債というふうなものはこういうところをもっと抱くべきではないか。

それから、財投に対する要求がどんどんふえてきていると言っておりますけれど、実際の状況が

ら言うと、一方で財投の方にはそういう資金運用部資金その他を大幅に回して、そちらを通じての金融面での企業なりの配慮をしておりますわね、これはしておるわけですね。しかし、そのために、銀行その他の金融機関が国債をうんと抱かされて、貸し出しの資金繰りでもって非常に困つて、いま貸し出しを規制するといふふうな状態になっております。これは銀行関係の方は規制をうんとしておりますわね。そうすると、どういふことになるのかという、財投で出ていく資金の行き先、これはやっぱり政策的な大きなところが多うございまして、金融機関が扱うようなきめ細かな中小企業に対する手当てといふのはなかなかないんです。それはやっているとあるところもありまけれど、むしろ私たちの見たところでは、財投でもって運営している各種政府金融機関、これらの資金というものはだぶついているんじゃないですか、どうなんですか。

○国務大臣(竹下登君) 財投資金、政府関係金融機関において、一時期いわゆる市中金融の面につきまして、資金が余力があるので、市中金融の範疇にまで政府金融機関が侵略とでも申しますか、出てきておるのではないかとという批判が一時期あったことは私も承知しております。これは、私は、昭和五十三年のあの金融が非常に緩みました。そうして繰り上げ償還なんかほとんど出でまいりました。あのときの一時的現象であつて、そして五十四年はこういう事態でございますだけに、私は非常に政策金融として五十四年は適切な運用がなされておるのではないかと、こういうふうに理解をいたしておるところであります。

で、いまおっしゃいました財投で十年持つていれば少なくとも六・一は六・一になりますし、八・八は八・八になりますし、だから抱くということとは、まさにある意味においては日本国家が破産しない限りは安全、確実、有利な商品の一つではないかという意見は、われわれも認識はいたしております。したがって、財投に対する政策需要の要求と、そしてこの安全、確実、有利の面とし

ての国債を幾ら抱くかというのは、その時点における経済情勢全体をにらんで調和、バランスというものをとっていくべきものではなからうかというふうな考へておるところであります。

○丸谷金保君 どうもそれは逆じゃないかと思ふんですね。たとえば、もういまシ団ではともかくえ切れないような状態が起きてきて、国債の暴落につながっているわけですね。暴落につながれば、実勢金利は上がりますわね。そうすれば、これは資金運用部などが思い切つてそういう手当てをする、そういう資金でないか。それから、財投を通じて政府金融機関が、資金があるものですか、少し手を広げ過ぎて貸し出しをふやしていくやつが、逆に一般の市中金融機関を圧迫している、こういう悪循環がいま起こっているんでないか。この流れを逆にする、流れ方を逆にひねることによって、市中金融機関の資金が潤沢になつて一般中小企業の方に流れる。これは、政府金融機関よりは非常にダイナミックに素早い対応ができると思うんです。市中金融機関の方が。

そういう形で雇用の促進なり景気の回復というふうなことを図らないと、いまのような形で、買えば損する国債を金融機関に抱かせるという政府方針、これがもう根本的にこの段階では間違っているんじゃないかということが一つ。

それから、たとえばこれは政府金融機関と直接関係はありませぬけれど、北海道漁連の事件というのがございまして、農中が約四百五十億ぐらいの資金を貸し出している、こういうところはとつて余つておるんです。農林省来ておると思うんですが、そのうち、例の問題になつた漁連の魚価操作のああいふのに対して出している資金というのはどれぐらいあるんですか。

○説明員(西川俊幸君) 今度の北海道漁連の空取引事件につきましては、漁連が支払つております資金の原資は、特にこの空取引あるいは空取引発覚後の清算ということに限定いたしませんで、一般的に、恒常的な融資の中で漁連が独自の判断で使つておると、このように調べております。

○丸谷金保君 農林中金だけを例にとつてみしても、いまのお答えでは、とにかく貸しているんだから貸し先がどこへ使おうかということとはそれは借り主の勝手だということですね。そうでしょう、わからぬということですね。どうなんですか。

○説明員(西川俊幸君) 今度の場合は、通常、漁連が使います資金、そして一定の枠を設けてその中で融資が行われておるわけでございまして、その金を漁連サイドで使つておると、このように調査いたしております。

○丸谷金保君 五百億からの金で、それでもつて空売りをやつたり、百三十億といひましたか、百億を超えたらとにかく大きな赤字、粉飾決算にその金が回つておりましたね。このことは御存じでしょう、農林省は。

○説明員(西川俊幸君) このたびの北海道漁連の空取引事件の解明につきましては、ただいま道漁連あるいは水産庁で調査いたしておりますけれども、これまでの段階の調査によりますと、お話のとおり欠損金が約百三十億と、このように把握しております。

○丸谷金保君 たとえば農林中金は、いまあれですか、四割ですか、国債を引き受けているのは。

○説明員(浜口義晴君) 先生御案内のように、農林中金は業務上の余剰金を生じた場合に国債運用に充てて国債を持つというところになっております。現在シンジケートに加わりましたして国債を引き受けるといふことには、余剰金の一環といたしまして、マーケットで既発債を買い入れるというふうなこともやっておるわけでござい

す。それで、現在その金額を申し上げますと、五十三年度の決算におきましては国債の保有高一兆二千四百九十億、それから一番最新時点でございます五十四年度の二月で一兆八千億を保有しております。国債の保有高はこういうことでございまして、この額は、資金量に対して申し上げますと、五十三年度の場合が約一一％、それから五十

四年度の場合には約一五%、そういう数字になっております。先生御指摘のシンジケートの場合でございしますが、この場合のシェアは四%、こういう形になっております。

以上でございます。

○丸谷金保君 いまお話を聞いてみますと、農林中金は大変国債に協力しているようなので、私はそこまでは調べる必要はなかったもので、ああいうむだ遣いをするところに莫大な金を出すのなら国債をもう少し持たしたらいのじやないかと、いうふうには考へて質問したんですが、そのところはよくわかりました。しかし、農林中金の話は、漁連の話はまた別な機会にいたしますが、きょうは国債を中心にした話なので、それを国債を中心にした話として承りましたけれど、漁連の問題の中心について了解をしたわけじやないで、そのところを区別しておいていただきたい。

それから、これは大蔵大臣の管轄じやないんですが、簡保の資金がございすね。資金運用部とか簡保の資金とか、こういうのもこそ国債に一番なじむ資金なはずなんです。いまもう資金需要が逼迫しているシ団、金融機関に押しつけるよりは、簡保とか資金運用部あるいはオイルマネー——オイルマネーの場合には、そうは言っても、いまのように国債市場が乱高下していればなかなか乗ってこないと思ひますが、そういう新しい角度の開拓をしませんと、ちよつとこのままではいけません。それこそ冒頭に戻りますけれど、大平総理の言う大変だということにまさに突き当たるんじやないかと思ひますが、いかがでございませう、大臣、そうでないと、インフレが増税かということになりませう。

このままでする五十九年までに逐次特例債を減らしていくんだというふうなことをやっても、もう要するに制度として歯止めはきかないかしらぬけれど、金融界が一つの何といひますか、このままじやもうどうにもならぬぞと、経済の原則の中で歯止めをかけてきちゃったんですから、ここ

いらについてひとつ思い切った国債に対する政策転換といひますか、売れ口をやはり大臣が一生懸命になつてもう少し開いていく、中には本当に国の債券なら大丈夫だということを持つていく人もおるんですから、今日の暴落の手当てをしていくということについてのお考えを承りたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) 先ほど来理財局長からもお答えいたしておりましたように、個人引き受け、貯蓄の手段としてこれを何とか伸ばしたいという気持ちがあることは事実でございます。

いづれにせよ、とにかくその期間さえ持つておれば、クーポンレートだけはきちんとその貯蓄の効果が出てくるわけでございすから、それにはいろいろの問題がございすますが、極力PR等をやっておるところではございす。

さらに、これを窓販の問題でどう工夫していくかというふうな問題になりますと、これはたとえば証券局あるいは銀行局、それぞれその業界のサイドから見れば、これはまた別の意見もございす。したがって、そういう問題に対する答弁は、理財局長にいま一本化したり、工夫をしておるところでございすますが、そうしたいま御指摘なさったような、すべての方向で絶えず検討を、なかなかこういうふうな状態でございすから、精力的に検討を進めていかなきゃならぬ課題であるという認識は、総理の御発言をまつまでもなく、まさに大蔵省全体の課題として、これに對しては精力的に取り組んでいかなければならぬ課題であると。

いろいろございす。ある意味において、少し高いものを出して短期をやつたらどうだという意見もございすますが、他の金利バランスの問題もあつたり、いろいろなきががあります。そして、オイルマネーの御指摘もございすしたけれども、これはまた、直接新債を持つことができないかできないかというふうな問題もございすし、既発債ということになれば、またまとまりがどれだけのものになつていくかというふうな問題もございすますが、いま御指摘のような点を全部踏まえて、精

力的な検討をさしていただきたい、本当にいまの財政当局に課せられた大きな問題であるという認識で立ち向かつていきたいと思ひます。

○丸谷金保君 まあ、その決意でひとつしつかりやつていただきたいと思ひますが、特にじつと持つていただきたいと思ひますが、これはたてまえの話であつて、インフレが進行していくと、これは実際には持つていて確保されないわけですよ。ここに問題があるというところを一つ付言して、私の質問を終わりたいと思ひます。

○多田省吾君 私は、まず最近の国際経済、国内経済状態に對しまして、二、三大蔵大臣に御質問したいと思ひます。

きょうの報道によりますと、どうやらアメリカの高金利というものが天井を打つたような姿になりまして、アメリカ第三位の銀行と言われるチェイス・マンハッタン銀行もプライムレートをや二〇%から一九・七五%まで下げたということで、この前はアメリカとイランの国交断絶があつたわけですが、そのときもドル安になりました、今回もやはりドル安がさらに追加されまして、一回二百四十八円あるいは二百四十七円までドル安になったわけではございす。

一時はドル二百六十四円まで円安になりました、日銀の必死の介入にもかかわらず、円安がとまらなかつたという姿がつい最近まであつたわけではございす。しかし、今後やはりOPECの原油値上げの問題とか、あるいは日本のいわゆるイランに対する制裁の問題とか、日本における物価上昇の問題、あるいは今回審議をしておりますこの国債消化難、こういった問題がこれから大いに絡んでまいりますので、私はまだまだ為替相場におきましても安心できない、このようにも思ひうわけではございす。それに対して、国際経済全般について大蔵大臣はどういうお考えを持っておられますか。

○国務大臣(竹下登君) 大変むずかしい問題でございすますが、いまの御指摘のような点は、それぞ

れ私ども国際経済運営の中で念頭に置いていかなければならぬ課題であるというふうに思ひます。まず、為替相場の点でございすますが、きょうの終り値が二百四十七円八十銭、こういうことになっております。昨日の終り値から見ますと四円五十銭ぐらゐ円高になつておるわけでございす。実際問題として、委員もお感じになつておりますが、そして私も感じておりますが、円防衛をいたしましてその後や安定しておりますが、円防衛が、アメリカのインフレ対策とが相打ちになつて、その効果がややなくなつたと。そして、ドル高基調がずっと続いてまいりました。

〔理事細川護国公退席、委員長着席〕

円におきましては、円防衛の前からいたしますならば、三、四%まで円安に、あるいはドル高になりまして、スイス・フランとか、あるいはドイツ・マルクになりますと、九%とか六%とかいうようなドル高基調をとつてまいりましたが、御指摘のような時点から、いま總じてこのところドル安という状態になつております。

この問題がどういふふうな今後続いていくかというところにつきましては、にわかには判断のきかない点も確かにございす。今後の相場の動向について申し上げるということは、これは私も金融当局者の一人でございすので、為替市場に私でも影響を与えるということになりますので差し控えたいわけではございすけれども、私は最近の円相場はやや円安に過ぎるではないかと、こういう印象は持つておるところでございす。

そして、国際経済全体の問題については、これはどういふふうな形で今後あらわれてくるかというところは、にわかには判断しにくいところでございすけれども、總じてインフレ対策というものの先進国が政策の中心を志向していくという場合に、日本あるいはドイツ、フランス以外のところではマイナス成長というふうなものが見込まれておりますだけに、私は輸出等において大きな期待を持つことは必ずしもできないではなからうか

というふうな一面がございます。

それと同時に、いま一つの面というのは、いわゆるOPEC諸国へ富が移転したとでも申しましようか、そういうことから、国際経済の中で非常に大きな課題となるであろうと思われましますのが、いわゆる御指摘のオイルマネーの還元等の問題が出てくるのではないか。この点につきましましては、いわゆる非産油開発途上国に対してどのようなリサイクルリングをするかという問題と、また、それぞれ個々の、日本とどこかというふうな二国間等との問題等、すべてが非常に大きな意義を持つものになるではないかというふうな感じから、このオイルマネーのリサイクルリング問題について、世界経済全体の安定のために大いに関心を払っていかねばならない課題ではないかというふうなことを、非常に大ざっぱでございますが、考えておるところでございます。

○多田省吾君 それから、国内経済で一つお聞きしておきたいと思いますが、本日から全国財務局長会議が開かれたわけでございますが、各財務局長の報告をもとにいたしまして、今年度の上期の景気は個人消費、設備投資、あるいは輸出ともに良好なので順調だろう、高い収益を各社が得るだろうと。しかし、一部の地場産業は非常に苦しい姿もある。しかし、今後いわゆる大変な卸売物価の上昇が消費者物価に響いてくるということで、個人消費のいわゆる買い控え、それから景気の足を引っ張るというふうなことで、あるいは物価上昇が非常に心配でございますから、それに伴って景気が下期には非常に大変な状態になるんじゃないか、こういうような懸念があるわけでございますが、やはり物価対策というものが一番肝要だと思ひます。

昭和五十五年度の消費者物価上昇予定の六・四%というものをもう国民のほとんどは信用しております。相次ぐ政府の公共料金の値上げ等による政府主導のいわゆる消費者物価の値上げによりまして、ますます消費者物価が高騰するのではないかとこのわけでございます。それに付いて、

また下期に予想される景気の低迷、こういうことを考えますと、やはり昭和五十五年度の経済財政運営というものがきわめて厳しくなると思ひますが、それに対する大蔵大臣の御決意はいかがでございますか。

○国務大臣(竹下登君) きよの財務局長会議の報告をまだ聞いておりません。私は冒頭、まだ各地の情勢を聞くに至る前に、衆議院の本会議がございましてので失礼をいたしました。総じてお話ししますように、いろいろ言われておりますが、今日景気そのものは底がたいものがある、そしてまた、雇用も逐次改善しつつあるということ、は事実であると思ひます。そうした余力からいたしまして、上半期の景気というものは、私はそれなりに期待できるものがあるというものは、いま委員の御指摘と等しくするところでございます。

それと同時に、消費者物価が、これはまだ計算が出ておりませんが、卸売物価が五十四年度の実績見込み二・一、これは年平均でございます。また、これが三月の東京が二・八と言われておりますだけに、実績は恐らくこれを上回って二・九ぐらいになるのではないかと。そうして、消費者物価の方におきましては、当初四・九を見込んでおりましたのを途中で下方修正して四・七ということに実績を見込んでおりますが、これにつきましてはまだ定かではございませんけれども、恐らく四・七台にはおさまるであろうというふうに、いま予測をいたしておるところでございます。

しかし、一月一九・三、二月二一・四、三月二二・八という、こういった卸売物価というものの影響がじわじわと消費者物価の方へくるといふことも、これは御指摘のとおりでございます。そこで当面は一にも物価、二にも物価という政策で対応しなければならぬということからいたしまして、先般、総合的物価対策を行ってきたわけでありました。したがって、物価問題については総理の言

葉をかりますならば、四月―六月というものがやはりいわば正念場ではなからうか。この乱気流を何とか切り抜けていって、そうして、年度を通じては六・四の政府見通しというものを何があっても達成をしなければならぬ、こういう考えに立っておるわけでございます。

そこで、下期の景気の下降気味のことに對しての御心配をいたしておるわけでございますが、まさに政府といたしまして上期の物価対策というものが成功していけば、それがまた下期の生産財、資本財、もろもろの安定からいたしまして、安定した基調の経済運営がなされるであろうという土台のたためにも、まず消費者物価対策というものに精力的に對応していかなければならぬ。そうして、公共事業の執行につきましても、金融面はもとよりであります。財政面からいたしまして六〇%程度という総需要管理型の執行をいたしておりますので、その都度の指標を見ながら、私どもはそれこそ弾力的な対応を下期に向かってもしていかなければならない課題ではなからうか。非常に大ざっぱなお答えになりましたが、大筋としてそのような認識の上に立っておるわけでありました。

○多田省吾君 昭和五十五年度の国債発行を前にいたしまして、特に三月は国債の消化難あるいは国債市場の低迷ということで大変なところ消化したわけでございます。そして、二度にわたる日銀の公定歩合の引き上げ、あるいは国債整理基金の買入れ支え等によって何とかお茶を濁した。私は、この国債整理基金の買入れ支えというのにも大きな問題があると思ひますが、それは後に譲ることになりました。とにかくこの膨大な国債消化、本当に昭和五十五年度十四兆二千七百億円の国債消化はできるんだらうかという懸念が強いわけでございます。

ある銀行の調査によりますと、市中金融機関の資金量、貸し出しの見通し、適正通貨供給量等の要請、こういったものを種々組み合わせた上で昭和五十五年度における発行可能限度額は十一兆円

から十二兆円程度であつて、三兆円ないし四兆円の減額が必要であるということを書いてある銀行さえあります。私は、この昭和五十四年度中の公募債の消化状況、国債の流通利回りの上昇等の諸指標から判断しても、大蔵省が予定している十四兆二千七百億円の国債の消化は非常に困難だと思ひますけれども、政府の御見解はどうなのか。

それからまた、今度任期切れになられるそうですが、全国銀行協会連合会の関会長も、先ほど御質問もありましたように、記者会見で「国債管理政策は破たんした、と言ふ人がいるが、私はそうは思わない。破たんというのはやれることをやうたうえで話。それもやらずに破たんしたというのはおかしい」と、いわゆる国債無策ということ政府を非常に厳しく批判しているわけですか。こういう姿もあります。

それじゃ最もいい方法はと言へば、やはり国債減額、国債を圧縮することだと思ひますが、昨年の例にならつて、一部八千億円を何とか減額したいという御意向もあるやに聞いておりますが、この辺はどういう御見解なのか、ひとつあわせてお考えを承りたいと思ひます。

○政府委員(渡辺喜一君) ある銀行のレポートに、国債発行の消化可能額が十一兆ないし十二兆だということであつたというの、私どもも承知いたしておるわけでございます。ただ、その十一兆ないし十二兆というのは、どういう推計によつて、どういう数字をベースにはじ出したのかという具体的な点につきましては、どうもなかなか明らかでございせん。まあそれはそれとして一つの参考意見ではございせんけれども、これをもって直ちにそれが消化の限界であるというふうには考えられないわけでございます。

市中における国債消化の限度額といひますか、能力といひますか、それは一体どこまでなんだというところにつきましては、これはなかなか具体的な数字で計算することはむずかしいわけでございます。ただ、私どもはこれまでの発行の経緯等を

顧みまして、現在私どもが計画しておる発行額、これはもうかなり大きな金額であるという実感は持っておるわけでございます。ただ、五十五年度につきましましては、市中の負担分といえますか、これは五十四年度の当初に比しまして二兆円の減額をいたしておるわけでございまして、経済全体の規模は何といっても大きくなっていくわけでございしますから、そういう意味で何とかこれは消化できるのではなからうかというふうに考えておるわけでございます。

特に、今回国債の発行条件を改定いたしました、利回りを八・八八八というふうに既往最高の利回りにしたわけでございまして、これで、ある意味で金利の天井感というふうなものが出てくれますと、これからの消化環境というものは、五十四年度に比べて漸次好転していくという期待もできるわけでございます。

五十五年度の発行額十四兆二千億強の金額につきましまして、八千億ぐらい減額を考えておるかというお話でございますが、現在、具体的に五十五年度発行額をどのくらい減額するかというふうなことは、全くまだ考えていないわけでございまして、私どももいたしましては、もし発行額を減額できるようなそういう状態があるならば、そういう場合にはこの発行額の減額を優先的にひとつ考えていきたいと、こういう姿勢を持っておるという段階にとどまっておるわけでございます。

○多田省吾君 昭和五十五年の特例債を審議しているときに少し先走るようではありますけれども、やはり重大な問題ですからお尋ねいたしますが、報道によりますと、去る四月五日の主計官会議で、すでに五十六年度予算に対する基本方針が検討され、事業上スタートしたということが伝えられております。

そして、サマーレビューを開始したというようなことも言われているわけでございますが、大綱的にお尋ねいたしますけれども、その際、報道されているように、国債発行を昭和五十六年度は五十五年と同様に一兆円程度減額の方針なのか、

それとも財政収支試算、二月五日に発表されたように、五十六年度は十四兆五千三百億、依存度を三〇・四％に減らすと、実質は本年度よりも、五十五年よりも若干発行高が上回るんじゃないかと、こういう予想もあるわけですが、一体どちらが正しいのか、その辺、お答えできるならひとつお答えをいただきたいんです。

○政府委員(吉野良彦君) 五十六年度予算に関連してのお尋ねでございますが、まず結論的に申し上げますならば、御指摘の主計官会議におきまして、一兆円減額をするとかしないとか、具体的な方針を決めたというふうな事実はございません。ただ、申し上げるまでもなく、私どもは、現在のようなきわめて大量の公債に依存した財政から、できる限り公債依存度を低めてまいりまして、財政を少しでも健全化するために、五十六年度以降もできる限りの協力をしていかなければならないことは当然だというふうに考えておりますので、基本的な姿勢といたしましては、極力、公債の発行額は圧縮をするという基本姿勢で向かっていかねければならない、かような一般的な認識は持つてございします。

繰り返しになりますが、財政収支試算のように、財政収支試算では、たまたま五十六年度の、これは中間年度の数字でございまして、私どもも五十六年度の予定を示すものではないという御説明をたびたび申し上げているわけでございますが、そのとおりでございまして、財政収支試算に示されているような公債の発行を予定をしているというものでももちろんございしません。

○多田省吾君 先ほど国際経済問題に関連いたしまして、大蔵大臣は、いわゆる膨大なオイルマネーの還流等についても考えているというふうなお話をされました。四月十五日の日経新聞等によりまして、サウジアラビアが昨年末から四百億円、約一・六億ドル近い日本の国債を買い、今後毎月五百億円程度、すなわち二億ドル程度の購入を希望しているとの報道がございました。他の新聞にもございました。いろいろこれはお答えにくい

点もあると思えますけれども、その趨勢、傾向について、現状はどうなのか、お伺いしておきたいと思えます。

○国務大臣(竹下登君) このオイルマネーの還元という問題は、先ほど国際経済の認識のときにお答えいたしましたように、二つの面があると思うのであります。一つは、まさにOPEC諸国へ富が移転をした、それをいかにして還元をしていくかという世界経済全体の問題であります。なかなか、非産油開発途上国というところへ還流の問題も含めて、大きな課題の一つとなるわけでありまして、それからいま一つは、いわゆるドイツとどこか、スイスとどこか、日本と産油国と、こういう二国間とかいうような問題のオイルマネーの還流の問題であります。

先般の日経新聞に出ておったわけでございしますけれども、その記事そのものを私どもも承知いたしておりますが、この問題については大変な関心を持つておるということは事実でありますし、私も本院のお許しをいただいて、二十二日からIMFの暫定委員会に出席したいと思っておりますが、そういうところで、あるいは正式の議題として、あるいはロビー外交みたいな感じの中でそのような議論が出てくるということは、私どもも予測するところでございます。

ただ、特定の国とわが国との問題につきましましては、いまベネチア・サミットの準備会議に財務官が参つておることも事実であります。したがって、たまたま方向も一緒でございますので、相手方との日程さえつければ、訪問をいたしまして、わが国の経済の実情でございまして、表敬訪問——現実に表敬訪問という言葉になるのでございまして、それが、そのようなことは可能な限りしたいというふうな思っておるわけであります。

ただ、日経新聞には、かなり具体的な話が出ておりましただけに、その個別的な問題につきましましては、それこそ相手方のある問題でございしますの

で、ここでの御指摘に対しては、大変な関心を持つておりますというお答えでとどめさせていただきます。

○多田省吾君 本日の最後にお尋ねしておきたいのですが、昭和五十五年の国債の市中消化につきましまして、これを円滑にするために当然中期国債の量をふやす、あるいは私募債を発行するというような声が強いわけでございします。渡辺理財局長は、ある新聞の質問に答えて、昭和五十五年の国債の発行方法とか、あるいは種類別発行予定額というものが予算委員会にも資料提出をされて、その中では、十年物の国債につきましましては九兆五千六百億、それから中期債の公募入札を約二兆円と決めておりますけれども、必ずしもこの計画にこだわる必要はないと、このようにおっしゃっているようでございします。

そうすると、いま現在において、この予定というものの、どういう方向に力を入れていこうとされているのか、あるいは私が前に私募債と並んで貯蓄国債というふうなものもお尋ねしたことがありますが、消極的な御答弁しか返つてこなかったわけですが、個人消化あるいは市中消化を円滑にするために一体どういうところに力を入れていこうとなさっているのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(渡辺一君) 五十五年の発行計画につきましましては、いま多田委員の御指摘のとおり、十年利付国債で九兆五千六百億、五年割引債で二千億というのをシフトに引き受けていただく。それから中期債につきましましては、公募入札で二兆円を予定いたしておるわけでございします。私どももいたしましては、まず何よりもこの計画に従つて、完全消化をできるだけ円滑にやっていくということが第一でございします。

ただ、その過程におきまして、市場のニーズ等等によって、いろいろどういう銘柄のもの、どういふ条件のものというところで選考が違つてまいらと思ひますので、現実の発行の過程における動向等を十分勘案しながら、絶対的に当初の計画にこ

だわるといふことではございませんで、そのところは弾力的にやっております、こういうふうに考えておるわけでございます。

ただ、この中期債の二兆円というのは、五十四年度の中期債公募入札の実績から見ますと、ある意味ではかなり欲張った数字になっておるわけでございまして、まず第一に、中期債につきましては何とか計画した二兆円を公募入札で消化していきたい、こういうふうに考えておるわけでございまして、幸いにして、もし二兆円消化して、なおかつ市場にそのニーズがある、こういうことでございすれば、十年債のシフトの引受分をこちらに振り向けてでもそれは中期債を増発するということは考えられなくはないわけでございしますが、現在の時点では、まずこの二兆円の消化ということだけでもかなり大変な課題でございしますので、その消化に努めていきたい、こういうふうに考えているわけでございします。

個人消化につきましては、これは先ほども申し上げましたように、大量発行を円滑に消化していくための一つの大きな柱でございしますので、私もこれを非常に重視しておるわけでございします。従来、たとえば国債につきまして、特別のマル優枠を設定するというような税制面の配慮あるいは国債の銘柄をいろいろ取りそろえて、できるだけのいろいろな投資家のニーズに合うような品ぞろえをするというふうなこともやっております。おるわけでございします。また、国債につきましても、この新年度とともに、モデルもまた新しい非常に清新な清楚なモデルさんを依頼いたしまして、PRにせつかく努めておるといふところでございします。○多田省吾君 私募債と貯蓄国債はどうですか。○政府委員(渡辺喜一君) 私募債につきましても、これは実は去年の春に国債管理七項目というものを出してございまして、その中の一つの項目でございまして、金融引き締め期に入ってきたま

したために、長短金利が非常に格差がなくなつてくる、最近においては逆に、短期の金利の方が長期の金利を上回るといふような逆転現象すら生じておるといふような金融環境でございしますので、たとえば期間を比較的短くして私募債を発行するといふようなことは、逆に金利負担が非常に高くなるというふうなこともなりますし、また、こういう金利の非常に高い水準の時代に長い期間の私募債を発行するということは、長期にわたつて高負担が継続するといふふうなこともなります。関係上、なかなかその話がうまく詰まらないで今日に至つておるわけでございします。

ただ、たとえば西独等を見ますと、かなりこの私募債方式といふふうなものが活用されておるわけでございまして、今後ともシフトは検討を続けてまいりたい。もし、うまく話が合つて私募債の発行が可能であるということになりますならば、これはある意味では発行方法の多様化ということにもなりますし、国債の円滑発行に大要資するといふふうに考えておりますので、今後ともこの点は継続してまいりたいと思つてございします。

なお、貯蓄国債といふようなお話がございしましたが、これも長期間にわたる検討課題の一つでございします。ただ、現在私どもの検討しております段階では、なかなかこの採用はむずかしい。と申しますのは、一つは、すでに郵便貯金というものが国民の一般的な貯蓄手段として広く存在しておるわけでございまして、貯蓄国債を仮に郵便局の窓口で売るといふふうなことになりますと、これは郵便貯金と競合する商品のようになつておるわけでございします。郵便貯金よりも有利な条件にいたしますと、郵便貯金からの資金のシフトが起これといふふうなこともなつかねませんし、また、郵便貯金より有利でない条件でございしますと、これはなかなか売れない、こういうふうなこともなるわけでございします。それから、貯蓄国債といふのは一般的に流通性が乏しい商品でございしますから、そういう意味では、買い取り請求権を付与するというのが従来の

例でございしました。そういうことになりますと、歳入手段としての安定性という点にも問題が生じてくるわけでございまして、いろいろ検討はいたしておりますが、なかなか採用すべきであるという結論には到達していないというのが現状でございします。

○委員長(世耕政隆君) 本日の質疑はこの程度にとどめます。

決回は、明十八日午前十時開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十五分散会

四月四日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、税理士法改正案反対に関する請願(第一八九五号)
- 一、税理士法改正案反対に関する請願(第一九〇一号)
- 一、税理士法改正案反対に関する請願(第一九〇二号)
- 一、一般消費税新設反対に関する請願(第一九四九号)
- 一、身体障害者に対する地方道路税等免除に関する請願(第一九五九号)
- 一、税理士法改正案反対に関する請願(第一九八九号)
- 一、税理士法改正案反対に関する請願(第一九九三号)
- 一、税理士法改正案反対に関する請願(第二〇二〇号)
- 一、税理士法改正案反対に関する請願(第二〇二二号)
- 一、身体障害者に対する地方道路税等免除に関する請願(第二〇四二二号)
- 一、税理士法改正案反対に関する請願(第二〇五〇号)
- 一、税理士法改正案反対に関する請願(第二〇五七号)
- 一、税理士法改正案反対に関する請願(第二〇七二二号)
- 一、税理士法改正案反対に関する請願(第二〇七四二二号)

第一八九五号 昭和五十五年三月二十一日受理
税理士法改正案反対に関する請願

請願者 名古屋市中川区元中野町三ノ五
八 磯部輝之介 三百五名
紹介議員 山田 勇君
この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。

第一九〇一号 昭和五十五年三月二十一日受理
税理士法改正案反対に関する請願
請願者 和歌山市本町二ノ一 半田賢司外
千二百八名
紹介議員 下村 泰君
この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

第一九〇二号 昭和五十五年三月二十一日受理
税理士法改正案反対に関する請願
請願者 北海道函館市戸倉町二ノ四ノ四
五 藤田昌史外六百六名
紹介議員 下村 泰君
この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。

第一九四九号 昭和五十五年三月二十四日受理
一般消費税新設反対に関する請願
請願者 東京都荒川区町屋六ノ二二ノ一
一 井上さと子外二百七十一名
紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第六六号と同じである。

第一九五九号 昭和五十五年三月二十四日受理
身体障害者に対する地方道路税等免除に関する請願
請願者 福島県郡山市笹川二ノ二四 石川
栄一外三十九名
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第一八七一号と同じである。

第一九八九号 昭和五十五年三月二十五日受理
税理士法改正案反対に関する請願
請願者 東京都柏江市和泉二、五九七 柴
崎郡重外四百四十六名
紹介議員 市川 辰枝君

この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。

第一九九三号 昭和五十五年三月二十五日受理
税理士法改正案反対に関する請願

請願者 岡山市浜二一三ノ三 那須禎子外
千四百名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

第二〇二〇号 昭和五十五年三月二十六日受理
税理士法改正案反対に関する請願

請願者 東京都台東区千束三ノ一〇ノ九
印南君子外三千五百一名

紹介議員 秦 豊君

この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。

第二〇二一〇号 昭和五十五年三月二十六日受理
税理士法改正案反対に関する請願

請願者 熊本市本庄二一〇ノ四 金子
初次外五百三十七名

紹介議員 青島 幸男君

この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。

第二〇二二〇号 昭和五十五年三月二十六日受理
税理士法改正案反対に関する請願

請願者 東京都八王子市式分方町二六一ノ
一三 大金慶雄外千五百一名

紹介議員 宮本 順治君

この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。

第二〇四二〇号 昭和五十五年三月二十七日受理
身体障害者に対する地方道路税等免除に関する請願

請願者 鳥取県米子市西三柳二、七四五ノ
三 全国脊髄損傷者連合会山陰支部
内 西郷国伸外三十三名

紹介議員 広田 幸一君

この請願の趣旨は、第一八七一号と同じである。

第二〇五〇号 昭和五十五年三月二十七日受理
税理士法改正案反対に関する請願

請願者 京都市上京区寺ノ内通淨福寺西入
上ル西熊町 加藤政次外三千四百
三十二名

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。

第二〇五二〇号 昭和五十五年三月二十七日受理
税理士法改正案反対に関する請願(二通)

請願者 東京都葛飾区堀切一ノ一八ノ一
三 川崎豊七外五百六十五名

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。

第二〇五七〇号 昭和五十五年三月二十七日受理
税理士法改正案反対に関する請願

請願者 長野市上ケ屋二、四七一 池田耕
三外千六百六十六名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。

第二〇五八〇号 昭和五十五年三月二十七日受理
税理士法改正案反対に関する請願

請願者 大阪府堺市三原台三ノ一ノ一三
〇五 石橋清彦外千四百五十九名

紹介議員 江田 五月君

この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。

第二〇七一〇号 昭和五十五年三月二十七日受理
税理士法改正案反対に関する請願

請願者 大阪市旭区赤川三ノ五ノ二一 久
保井要外二千五百七十六名

紹介議員 柄谷 道一君

この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。

第二〇七二〇号 昭和五十五年三月二十七日受理
税理士法改正案反対に関する請願

請願者 京都市右京区山ノ内苗町三八 岩

間秀光外五百六十八名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。

第二〇七四〇号 昭和五十五年三月二十七日受理
税理士法改正案反対に関する請願

請願者 熊本市下通一ノ一〇ノ一 熊本市借
地借家人組合内 渡辺利春外三十
三名

紹介議員 青島 幸男君

この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。

四月十日予備審査のため、本委員会に左の案件が
付託された。

一、金融機関の週休二日制実施のための銀行法
等の一部を改正する法律案(衆)

金融機関の週休二日制実施のための銀行法等の
一部を改正する法律案

金融機関の週休二日制実施のための銀行法
等の一部を改正する法律

(銀行法の一部改正)

第一条 銀行法(昭和二年法律第二十一号)の一
部を次のように改正する。

第十八条第一項中「一般ノ休日」の下に「及
土曜日」を加える。

(手形法の一部改正)

第二条 手形法(昭和七年法律第二十号)の一部
を次のように改正する。

第八十七条中「一般ノ休日」の下に「及土曜
日」を加える。

(小切手法の一部改正)

第三条 小切手法(昭和八年法律第五十七号)の
一部を次のように改正する。

第七十五条中「一般ノ休日」の下に「及土曜
日」を加える。

(国税通則法の一部改正)

第四条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六

号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「一般の休日」に当たるとき
は、その休日」を「一般の休日又は土曜日に当
たるときは、これらの日」に改める。

(国税収納金整理資金に関する法律の一部改正)

第五条 国税収納金整理資金に関する法律(昭和
二十九年法律第三十六号)の一部を次のように
改正する。

第十四条第一項中「同日が」を「同日が、」
に、「翌年度の六月一日」を「翌年度の六月
一日とし、土曜日に当たるときは翌年度の六月
二日」に改める。

(地方税法の一部改正)

第六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十
六号)の一部を次のように改正する。

第二十条の五第一項中「第四百四十三条まで」
を「第四百四十一一条まで及び第四百四十三条」に改
め、同条第二項中「前項の規定の適用がある期
限その他」を削り、「民法第四百四十二条に規定
する休日」の下に「又は土曜日」を加え、「その
休日」を「これらの日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を超え
ない範囲内において政令で定める日から施行す
る。

附則

四月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、税理士法改正案反対に関する請願(第二〇
七五号)(第二〇七六号)(第二〇七七号)(第
二〇七八号)(第二〇七九号)(第二〇八〇号)
(第二〇八一号)(第二〇八二号)(第二〇八
三号)(第二〇八四号)(第二〇八五号)(第
二〇八六号)(第二〇八七号)(第二〇八八号)
(第二〇八九号)(第二〇九〇号)

一、一般消費税反対・大幅減税に関する請願
(第二〇九九号)

一、身体障害者に対する地方道路税等免除に関
する請願(第二一一四号)

一、税理士法改正案反対に関する請願（第二一六号） 一、一般消費税新設反対に関する請願（第二一七号）（第二二二九号） 一、税理士法改正案反対に関する請願（第二二二一号） 一、税理士法の一部改正案反対に関する請願（第二二四八号） 一、税理士法改正案反対に関する請願（第二二四九号）（第二二六八号） 一、一般消費税反対・大幅減税に関する請願（第二二七〇号） 一、一般消費税新設反対に関する請願（第二二七三号） 一、税理士法改正案反対に関する請願（第二二七四号） 一、台湾設置私有財産補償に関する請願（第二一八六号） 一、税理士法の一部改正案反対に関する請願（第二二〇六号）（第二二〇七号）（第二二〇八号）（第二二〇九号）（第二二一〇号）（第二二一一号）（第二二一二号）（第二二一三号）（第二二一四号）（第二二一五号）（第二二一六号）（第二二一七号）（第二二一八号）（第二二一九号）（第二二二〇号）（第二二二二号） 一、税理士法改正案反対に関する請願（第二二三三号） 一、身体障害者に対する地方道路税等免除に関する請願（第二二四〇号） 一、税理士法改正案反対に関する請願（第二二四九号） 一、税理士法改正案の廃案に関する請願（第二二六六号） 一、税理士法改正案反対に関する請願（第二二六八号） 一、税理士法改正案の廃案に関する請願（第二二七四号）	一、一般消費税新設反対に関する請願（第二二九五号） 一、身体障害者に対する地方道路税等免除に関する請願（第二三〇八号） 一、一般消費税の新設反対等に関する請願（第二三三三三号） 第二〇七五号 昭和五十五年三月二十八日受理 税理士法改正案反対に関する請願 請願者 愛知県東海市富木島町新道才八 二 近藤和一外二百二十一 紹介議員 市川 正一君 この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。 第二〇七六号 昭和五十五年三月二十八日受理 税理士法改正案反対に関する請願 請願者 東京都港区東麻布一ノ四ノ四 作山絹子外二百二十一 紹介議員 上田耕一郎君 この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。 第二〇七七号 昭和五十五年三月二十八日受理 税理士法改正案反対に関する請願 請願者 北海道函館市入舟町七ノ一 徳永 とし外二百二十一 紹介議員 小笠原貞子君 この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。 第二〇七八号 昭和五十五年三月二十八日受理 税理士法改正案反対に関する請願 請願者 京都市下京区南七条南西野町二 一 谷口敦子外二百二十一 紹介議員 神谷信之助君 この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。 第二〇七九号 昭和五十五年三月二十八日受理 税理士法改正案反対に関する請願（一通） 請願者 京都市伏見区納所薬師堂一ノ一六 八 木田英子外二千二百九十七名	紹介議員 河田 賢治君 この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。 第二〇八〇号 昭和五十五年三月二十八日受理 税理士法改正案反対に関する請願 請願者 大阪府港区磯路三ノ一八ノ一九 鈴木由美子外二百二十一 香脱タケ子君 この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。 第二〇八一号 昭和五十五年三月二十八日受理 税理士法改正案反対に関する請願 請願者 愛知県大府市追分町二ノ一六九 深谷良一外二百二十一 小巻 敏雄君 この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。 第二〇八二号 昭和五十五年三月二十八日受理 税理士法改正案反対に関する請願 請願者 京都市南区唐橋井園町五〇ノ一 五 青松復美外二百二十一 佐藤 昭夫君 この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。 第二〇八三号 昭和五十五年三月二十八日受理 税理士法改正案反対に関する請願 請願者 群馬県高崎市飯塚町五九九 井沢 千代子外二百二十一 紹介議員 下田 京子君 この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。 第二〇八四号 昭和五十五年三月二十八日受理 税理士法改正案反対に関する請願 請願者 北海道函館市入舟町六ノ九 徳永 景一外二百二十一 立木 洋君 この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。 第二〇八五号 昭和五十五年三月二十八日受理	税理士法改正案反対に関する請願 請願者 東京都港区六本木五ノ一八ノ二 〇 安彦仁子外二百二十名 紹介議員 内藤 功君 この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。 第二〇八六号 昭和五十五年三月二十八日受理 税理士法改正案反対に関する請願 請願者 大阪府港区市岡二ノ八ノ一四 瀬 ノ内豊外二百二十一 紹介議員 橋本 敦君 この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。 第二〇八七号 昭和五十五年三月二十八日受理 税理士法改正案反対に関する請願 請願者 東京都港区三田一ノ六ノ二六 新 倉孝悦外二百二十名 紹介議員 宮本 順治君 この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。 第二〇八八号 昭和五十五年三月二十八日受理 税理士法改正案反対に関する請願 請願者 神戸市須磨区妙法寺上の池七二 〇 飯田啓司外二百二十一 紹介議員 安武 洋子君 この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。 第二〇八九号 昭和五十五年三月二十八日受理 税理士法改正案反対に関する請願 請願者 愛知県大府市長草町五ツ屋七三 加古藤市外二百二十一 紹介議員 山中 郁子君 この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。 第二〇九〇号 昭和五十五年三月二十八日受理 税理士法改正案反対に関する請願 請願者 福岡県久留米市高良内町三、八〇 二ノ一四三 藤九一孝外二百二十 一名
---	--	---	--

紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。

第二〇九九号 昭和五十五年三月二十八日受理
一般消費税反対・大幅減税に関する請願
請願者 神奈川県藤沢市西富一ノ五ノ一
四 諏訪栄一外十六名
紹介議員 河田 賢治君

中小業者の営業と国民生活を安定させ、国家財政を国民本位に再建するため、次の事項について実現を図りたい。
一、一般消費税（これに類する新税を含む）を行わないこと。
二、所得税の課税最低限を年所得二百九十万円（四人家族）まで引き上げること。
三、個人の青色申告制度の見直しをやめ、青色・白色を問わず事業主及び家族専従者の自家労賃を必要経費として認めること。
四、法人税を累進性にし、中小法人の法人税率を現行より五パーセント引き下げること。
五、負担公平の原則に立つて、大企業・大資産家優遇の特権的減免税を廃止し、財源を確保すること。
六、軍事費や大企業本位の大型公共投資など不要不急の予算を削減し、財政支出の節減を図ること。

二、所得税の課税最低限を年所得二百九十万円（四人家族）まで引き上げること。

三、個人の青色申告制度の見直しをやめ、青色・白色を問わず事業主及び家族専従者の自家労賃を必要経費として認めること。

四、法人税を累進性にし、中小法人の法人税率を現行より五パーセント引き下げること。

五、負担公平の原則に立つて、大企業・大資産家優遇の特権的減免税を廃止し、財源を確保すること。

六、軍事費や大企業本位の大型公共投資など不要不急の予算を削減し、財政支出の節減を図ること。

第二二一四号 昭和五十五年三月二十八日受理
身体障害者に対する地方道路税等免除に関する請願
請願者 三重県津市大里窪田町国立療養所
三重病院内全国脊髄損傷者連合会
三重県支部内 松浦弘和外四十名
紹介議員 柄谷 道一君
この請願の趣旨は、第一八七号と同じである。

第二二一六号 昭和五十五年三月二十八日受理
税理士法改正案反対に関する請願
請願者 山口県下関市彦島江の浦町八ノ三

ノ二五 楠田喜久男外二百三十五名
紹介議員 青島 幸男君
この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。

第二二一七号 昭和五十五年三月二十八日受理
一般消費税新設反対に関する請願
請願者 東京都練馬区東大泉町五四九市
毛仲雄外四百十二名
紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第六六号と同じである。

第二二二九号 昭和五十五年三月二十八日受理
一般消費税新設反対に関する請願（二通）
請願者 札幌市豊平区清田二五四ノ八四
吉村美弥子外一万三千三百九十四名
紹介議員 片山 基市君
この請願の趣旨は、第六六号と同じである。

第二二二九号 昭和五十五年三月二十八日受理
一般消費税新設反対に関する請願（二通）
請願者 札幌市豊平区清田二五四ノ八四
吉村美弥子外一万三千三百九十四名
紹介議員 片山 基市君
この請願の趣旨は、第六六号と同じである。

第二二二九号 昭和五十五年三月二十八日受理
一般消費税新設反対に関する請願（二通）
請願者 札幌市豊平区清田二五四ノ八四
吉村美弥子外一万三千三百九十四名
紹介議員 片山 基市君
この請願の趣旨は、第六六号と同じである。

第二二二九号 昭和五十五年三月二十八日受理
一般消費税新設反対に関する請願（二通）
請願者 札幌市豊平区清田二五四ノ八四
吉村美弥子外一万三千三百九十四名
紹介議員 片山 基市君
この請願の趣旨は、第六六号と同じである。

第二二二九号 昭和五十五年三月二十八日受理
一般消費税新設反対に関する請願（二通）
請願者 札幌市豊平区清田二五四ノ八四
吉村美弥子外一万三千三百九十四名
紹介議員 片山 基市君
この請願の趣旨は、第六六号と同じである。

第二二二九号 昭和五十五年三月二十八日受理
一般消費税新設反対に関する請願（二通）
請願者 札幌市豊平区清田二五四ノ八四
吉村美弥子外一万三千三百九十四名
紹介議員 片山 基市君
この請願の趣旨は、第六六号と同じである。

第二二二九号 昭和五十五年三月二十八日受理
一般消費税新設反対に関する請願（二通）
請願者 札幌市豊平区清田二五四ノ八四
吉村美弥子外一万三千三百九十四名
紹介議員 片山 基市君
この請願の趣旨は、第六六号と同じである。

第二二二九号 昭和五十五年三月二十八日受理
一般消費税新設反対に関する請願（二通）
請願者 札幌市豊平区清田二五四ノ八四
吉村美弥子外一万三千三百九十四名
紹介議員 片山 基市君
この請願の趣旨は、第六六号と同じである。

第二二二九号 昭和五十五年三月二十八日受理
一般消費税新設反対に関する請願（二通）
請願者 札幌市豊平区清田二五四ノ八四
吉村美弥子外一万三千三百九十四名
紹介議員 片山 基市君
この請願の趣旨は、第六六号と同じである。

第二二二九号 昭和五十五年三月二十八日受理
一般消費税新設反対に関する請願（二通）
請願者 札幌市豊平区清田二五四ノ八四
吉村美弥子外一万三千三百九十四名
紹介議員 片山 基市君
この請願の趣旨は、第六六号と同じである。

第二二二九号 昭和五十五年三月二十八日受理
一般消費税新設反対に関する請願（二通）
請願者 札幌市豊平区清田二五四ノ八四
吉村美弥子外一万三千三百九十四名
紹介議員 片山 基市君
この請願の趣旨は、第六六号と同じである。

第二二二九号 昭和五十五年三月二十八日受理
一般消費税新設反対に関する請願（二通）
請願者 札幌市豊平区清田二五四ノ八四
吉村美弥子外一万三千三百九十四名
紹介議員 片山 基市君
この請願の趣旨は、第六六号と同じである。

第二二二九号 昭和五十五年三月二十八日受理
一般消費税新設反対に関する請願（二通）
請願者 札幌市豊平区清田二五四ノ八四
吉村美弥子外一万三千三百九十四名
紹介議員 片山 基市君
この請願の趣旨は、第六六号と同じである。

第二二二九号 昭和五十五年三月二十八日受理
一般消費税新設反対に関する請願（二通）
請願者 札幌市豊平区清田二五四ノ八四
吉村美弥子外一万三千三百九十四名
紹介議員 片山 基市君
この請願の趣旨は、第六六号と同じである。

第二二二九号 昭和五十五年三月二十八日受理
一般消費税新設反対に関する請願（二通）
請願者 札幌市豊平区清田二五四ノ八四
吉村美弥子外一万三千三百九十四名
紹介議員 片山 基市君
この請願の趣旨は、第六六号と同じである。

第二二二九号 昭和五十五年三月二十八日受理
一般消費税新設反対に関する請願（二通）
請願者 札幌市豊平区清田二五四ノ八四
吉村美弥子外一万三千三百九十四名
紹介議員 片山 基市君
この請願の趣旨は、第六六号と同じである。

第二二二九号 昭和五十五年三月二十八日受理
一般消費税新設反対に関する請願（二通）
請願者 札幌市豊平区清田二五四ノ八四
吉村美弥子外一万三千三百九十四名
紹介議員 片山 基市君
この請願の趣旨は、第六六号と同じである。

この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。

第二二六八号 昭和五十五年三月三十一日受理
税理士法改正案反対に関する請願
請願者 京都市北区紫野南花ノ坊町六二
福田芳朗外二千五百五十名
紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。

第二二七〇号 昭和五十五年三月三十一日受理
一般消費税反対・大幅減税に関する請願
請願者 大阪府三島郡島本町広瀬三ノ一ノ二
谷川淑子外六十九名
紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。

第二二七三号 昭和五十五年三月三十一日受理
一般消費税新設反対に関する請願
請願者 京都市左京区松ヶ崎杉ヶ海道町四ノ二一
東上初実外二万二千三百三十五名
紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第六六号と同じである。

第二二七四号 昭和五十五年三月三十一日受理
税理士法改正案反対に関する請願
請願者 山形県酒田市栄町二ノ二
高橋 乙男外三千三百二十名
紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。

第二二八六号 昭和五十五年三月三十一日受理
台湾残留私有財産補償に関する請願（三通）
請願者 山口県岩国市門前町四ノ一〇ノ二
四 港橋コメト外二名
紹介議員 小澤 太郎君
この請願の趣旨は、第一五六二号と同じである。

第二二〇六号 昭和五十五年四月一日受理

税理士法の一部改正案反対に関する請願（二通）
請願者 滋賀県神崎郡能登川町種九四〇
大橋勘治郎外二百十七名
紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第四一一号と同じである。

第二二〇七号 昭和五十五年四月一日受理
税理士法の一部改正案反対に関する請願
請願者 埼玉県新座市野火止三ノ九ノ三
二 君塚孝弘外百八十七名
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第四一一号と同じである。

第二二〇八号 昭和五十五年四月一日受理
税理士法の一部改正案反対に関する請願
請願者 埼玉県新座市片山三ノ一七ノ六
北沢秀子外百八十七名
紹介議員 小笠原真子君
この請願の趣旨は、第四一一号と同じである。

第二二〇九号 昭和五十五年四月一日受理
税理士法の一部改正案反対に関する請願
請願者 大阪府生野区林寺五ノ二ノ一八
玉置安丸外百八十六名
紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

第二二一〇号 昭和五十五年四月一日受理
税理士法の一部改正案反対に関する請願
請願者 滋賀県神崎郡能登川町乙女浜二六
〇ノ一 井口守外百八十七名
紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第四一一号と同じである。

第二二一一号 昭和五十五年四月一日受理
税理士法の一部改正案反対に関する請願
請願者 大阪府生野区林寺三ノ一七ノ四
田中勝外百八十六名
紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第四一一号と同じである。

第二二二二号 昭和五十五年四月一日受理

税理士法の一部改正案反対に関する請願
請願者 滋賀県神崎郡能登川町佐野六九七
ノ二 田附清治外百八十七名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第四一一号と同じである。

第二二二三号 昭和五十五年四月一日受理

税理士法の一部改正案反対に関する請願(二通)
請願者 大阪生野区小路東二ノ一九ノ三
二 山本和行外二百五十三名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第四一一号と同じである。

第二二二四号 昭和五十五年四月一日受理

税理士法の一部改正案反対に関する請願
請願者 埼玉県新座市片山三ノ一六ノ一
比田井正男外百八十七名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第四一一号と同じである。

第二二二五号 昭和五十五年四月一日受理

税理士法の一部改正案反対に関する請願
請願者 埼玉県新座市片山三ノ一六ノ二
七 鈴木慶治外百八十七名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第四一一号と同じである。

第二二二六号 昭和五十五年四月一日受理

税理士法の一部改正案反対に関する請願
請願者 埼玉県新座市野火止三ノ九ノ六
本田昭外百八十七名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第四一一号と同じである。

第二二二七号 昭和五十五年四月一日受理

税理士法の一部改正案反対に関する請願(二通)

請願者 大阪生野区小路東五ノ一八ノ一
一 佐々木吉秀外二百五十一名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第四一一号と同じである。

第二二二八号 昭和五十五年四月一日受理

税理士法の一部改正案反対に関する請願
請願者 埼玉県新座市野火止六ノ一二ノ
一 山田貞夫外百八十七名

紹介議員 宮本 頼治君

この請願の趣旨は、第四一一号と同じである。

第二二二九号 昭和五十五年四月一日受理

税理士法の一部改正案反対に関する請願
請願者 大阪生野区巽中四ノ六ノ一三
古田直行外百八十六名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第四一一号と同じである。

第二二二〇号 昭和五十五年四月一日受理

税理士法の一部改正案反対に関する請願
請願者 千葉県船橋市行田町八〇ノ二
田修外百八十六名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第四一一号と同じである。

第二二二二号 昭和五十五年四月一日受理

税理士法の一部改正案反対に関する請願
請願者 福岡市西区茶山五ノ二二ノ一
川二男外百八十七名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第四一一号と同じである。

第二二三三三号 昭和五十五年四月一日受理

税理士法改悪反対に関する請願
請願者 横浜市神奈川区台町七ノ二 益子
純一外百七十七名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

第二二四〇号 昭和五十五年四月一日受理

身体障害者に対する地方道路税等免除に関する請願
請願者 北海道釧路市興津五ノ一三ノ一
九 門脇東外四十名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第一八七一号と同じである。

第二二四九号 昭和五十五年四月一日受理

税理士法改悪反対に関する請願
請願者 兵庫県明石市松が丘二ノ五七ノ二
〇五 山崎和夫外五百三十名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

第二二六一号 昭和五十五年四月一日受理

税理士法改正案の廃案に関する請願
請願者 千葉県市川市菅野一ノ四ノ一九
西川晃外三百九十九名

紹介議員 秦 豊君

この請願の趣旨は、第六九六号と同じである。

第二二六二号 昭和五十五年四月一日受理

税理士法改悪反対に関する請願
請願者 大阪府堺市新金岡町一ノ二ノ四ノ
一〇一 中村義道外五百名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

第二二六六号 昭和五十五年四月一日受理

税理士法改悪反対に関する請願
請願者 和歌山市松江西三ノ四ノ七 酒井
周一郎外八百二十三名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

第二二六八号 昭和五十五年四月一日受理

税理士法改正案反対に関する請願
請願者 兵庫県川西市湯山台二ノ八ノ一
一 高井スエ子外一万四千四百七
七名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。

第二二七四号 昭和五十五年四月二日受理

税理士法改正案の廃案に関する請願
請願者 埼玉県比企郡小川町角山三〇 杉
田太郎外四百名

紹介議員 江田 五月君

この請願の趣旨は、第六九六号と同じである。

第二二九五号 昭和五十五年四月二日受理

一般消費税新設反対に関する請願
請願者 長野県南佐久郡白田町旭ヶ丘 新
海勝外四百十二名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第六六号と同じである。

第二三〇八号 昭和五十五年四月二日受理

身体障害者に対する地方道路税等免除に関する請願
請願者 佐賀県鹿島市常広 岡田年平外四
十名

紹介議員 鍋島 直紹君

この請願の趣旨は、第一八七一号と同じである。

第二三四三三三号 昭和五十五年四月三日受理

一般消費税の新設反対等に関する請願
請願者 長野県小諸市末広町甲二、六四
〇 塩川はまじ外百九十九名

紹介議員 松前 達郎君

国民生活と中小業者の営業を守るため、次の事項
の表現を図られたい。

一、物価をつり上げ、低所得ほど重い負担とな
り、働くものの暮らしや中小業者の営業を困難
にする一般消費税の新設をやめること。

二、大企業・大資本家に対する特権的な減免税を廃止し、公正な税制を確立すること。

三、働く国民や中小業者に対して大幅減税を行うこと。

理由

石油・物不足、狂乱物価の再来を思わせる現在、不況は一層深まり、国民の生活と中小業者の営業はかつてない困難に陥っている。ところが政府は、財政難を理由に一般消費税の新設を強行しようとし、そのうえ、低所得者層への増税も公言している。しかし、軍事費など不要不急の支出を削減し、大企業・大資本家に対する特権的な減免税を廃止すれば、一般消費税などつくる必要はないのである。また、一般消費税は生活必需品をはじめ、あらゆる商品やサービスに課税されるため、物価をつり上げ、低所得者ほど重い負担となる大衆課税である。これは、不況を一層深刻にし、中小業者を苦しめ、流通業界を混乱に陥れるものである。

四月十七日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は三月三十一日)

一、昭和五十五年度の公債の発行の特例に関する法律案

(衆議院修正に係る条文のみを掲載
小字及び一は修正)

昭和五十五年度の公債の発行の特例に関する法律案

附則

この法律は、公布の日昭和五十五年四月一日から施行する。

昭和五十五年五月二十五日印刷

昭和五十五年五月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K